

21世紀の国民スポーツ振興方策

— スポーツ振興2008 —

平成13年1月16日
(平成20年3月5日改定)

財団法人 日本体育協会

21 世紀の国民スポーツ振興方策

目 次

はじめに	1
I. 21 世紀の国民スポーツ振興の目指す方向	
1. スポーツ振興の意義と役割	
(1) 文化としてのスポーツ振興	2
(2) スポーツ振興の社会的な意義と役割	3
2. 21 世紀の国民スポーツ振興の基本的考え方	
(1) 国民スポーツ振興の基本理念	4
(2) 国民スポーツ振興方策の視点	5
3. 21 世紀の日本体育協会の役割	
(1) 行政と体育協会の役割	7
(2) 本会と加盟団体の役割	8
(3) 本会と体育・スポーツ関連団体との連携	8
II. 「スポーツ振興 2001」の達成状況と課題	
1. 日本体育協会組織の充実・強化	10
2. 国民スポーツ振興事業の現状と課題	
(1) 国民体育大会の改善・充実	12
(2) 生涯スポーツの充実・推進	15
(3) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進	20
(4) スポーツ少年団の充実と青少年スポーツの振興	22
(5) スポーツ医・科学研究の推進	25
(6) 国際スポーツ交流の推進	27
(7) スポーツ情報システムの整備・拡充	29
(8) 広報・社会貢献活動の推進	30
(9) スポーツ施設の運営支援	31
3. スポーツ振興財源の確保	32
III. 今後の国民スポーツ振興方策	
1. 日本体育協会組織の充実・強化	35
2. 国民スポーツ振興事業の推進	
(1) 国民体育大会の改善・充実	37

(2) 生涯スポーツ推進事業の充実	39
(3) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進	41
(4) 青少年スポーツの振興（スポーツ少年団と学校体育・運動部活動）	43
(5) スポーツ医・科学研究の推進	45
(6) 国際スポーツ交流の推進	46
(7) スポーツ情報システムの整備・拡充	46
(8) 広報・社会貢献活動の推進	47
(9) スポーツ施設の活用・支援	48
(10) 創立100周年記念事業の実施	48
3. スポーツ振興財源の確保	48
おわりに	50
諸定義（用語の定義）	51

【資料編】

<資料1> スポーツ振興における体育協会の役割モデル図	55
<資料2> 21世紀のスポーツ振興	56
<資料3> 日本体育協会を中心としたスポーツ界の組織図	57
<資料4> 「国民体育大会改革2003」の進捗状況	58
<資料5> 国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子（概要）	60
<資料6> 国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言（概要）	61
<資料7> 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 育成指定クラブ数一覧	62
<資料8> 総合型地域スポーツクラブ育成状況	63
<資料9> 日本スポーツマスターズの開催状況	64
<資料10> 公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数	65
<資料11> スポーツ少年団登録状況（推移）	67
<資料12> 日・韓・中ジュニア交流競技会実施状況	68
<資料13> 日韓スポーツ交流事業実施状況	69
<資料14> 日中スポーツ交流事業実施状況	70
<資料15> 21世紀の国民スポーツ振興方策図	71
<資料16> 「スポーツ振興2008」推進方策一覧	72

21 世紀の国民スポーツ振興方策

はじめに

日本体育協会(以下「本会」という。)は、平成 13 年(2001)1 月に「21 世紀の国民スポーツ振興方策」(以下「スポーツ振興 2001」という。)を策定した。

これは、スポーツが国民生活に根付き、豊かな社会の構築に寄与することを願って、本会を中心とする国民スポーツ振興の現状と課題並びに 21 世紀の国民スポーツ振興の方向性を示すとともに、推進すべき振興方策について明らかにしたものである。

本会は、「スポーツ振興 2001」の策定後、社会情勢の変化に適宜対応しながら、加盟団体や関係機関・団体の協力・支援を得て、その実現に向けた取り組みを行ってきたところであり、多くの振興方策について一定の成果を得ることができたと認識している。

しかしながら、「スポーツ振興 2001」では、概ね 5 年後において全体的な評価と見直しを謳っていること、また、そこで提案された振興方策について課題が散見されるとともに、新たな視点からの方策を策定する必要性が生じてきていること、さらに、平成 18 年(2006)9 月に文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の改定が行われたことなどを鑑みた場合、「スポーツ振興 2001」について見直しを行うことが不可欠な状況となった。

そこで、総合企画委員会企画部会のもとに「21 世紀の国民スポーツ振興方策改定プロジェクト」を発足させ、企画部会、理事会等での基本的な了承を得た後、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の改定や国内・外のスポーツ界の動向も視野に置きつつ、本会加盟団体や有識者等関係者からの幅広い意見を聴取して、種々検討・協議を重ね、「21 世紀の国民スポーツ振興方策」の改定を行ったものである。

今回の改定は、国民の一人ひとりが豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、「スポーツ振興 2001」で提起された方策等の達成状況の確認と評価を行い、課題を明らかにした。その上で、今後推進すべき振興方策について、検討・整理したものである。

本会は、平成 23 年(2011)には創立 100 周年を迎えることとなっている。そのことを念頭におき、今回策定した「21 世紀の国民スポーツ振興方策」(以下「スポーツ振興 2008」という。)を基本として、具体的な事業推進計画を策定し、加盟団体およびスポーツ関係団体と一層の連携を図りつつ、各種事業に積極的に取り組んでいく所存であり、関係機関・団体等の一層のご支援・ご協力をお願いする次第である。

なお、「スポーツ振興 2008」の文中に記述されている用語のうち、特に、国民スポーツ振興に関して、その意味を明確にし共通理解を持つ必要性の高い用語について、51 ページから 53 ページに定義しているので、参考にしていただきたい。

I. 21 世紀の国民スポーツ振興の目指す方向

1. スポーツ振興の意義と役割

スポーツは、人間の本源的な欲求に基づき、人類が獲得してきた世界共通の“文化”であるとともに、その振興は、21 世紀におけるさまざまな社会的な課題の解決にも貢献するものである。つまり、近年のわが国における国際化、情報化、少子高齢化等の進展などによる急激な社会構造の変革が、人間の価値観や生き方などをも変えようとしている社会状況の中で、スポーツは、人間の思考・言動の本源的欲求に応えるほか、精神的充足をもたらすとともに、社会生活に必要な人間の資質の形成などに重要な役割を果たすものであるという認識が高まってきている。

「スポーツ振興 2001」では、「スポーツの意義と役割」として、以下の 5 つをあげている。

- スポーツによる「豊かで活力ある生活の実現」
- スポーツによる「新たな地域社会の構築」
- スポーツによる「たくましく生きる青少年の育成」
- スポーツによる「国際理解と国際化の推進」
- スポーツによる「経済発展への寄与」

ここにあげられたスポーツの意義や役割は、現時点でも少しも変わっておらず、スポーツへの社会的な期待はますます大きくなってきている。

(1) 文化としてのスポーツ振興

人間が生涯をより豊かに生きていく上で、必要不可欠な文化としてのスポーツの振興には、スポーツを実践する者のみならず、スポーツを見て楽しむ者、さらにはスポーツを支えて自己実現を図る者など、国民一人ひとりのスポーツへの多様なかかわり方を念頭におく必要がある。

1) 「するスポーツ」の意義

スポーツは、身体活動という人間の本源的な欲求に応えるだけでなく、成功や失敗、達成と挫折、競争と共同、喜びと悲しみなど、まさに人間として“生きる”ことの直接的な体験の機会を与えてくれる。それらの直接的な体験を通じて、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充実、楽しさや喜びを感じることができるだけでなく、体力や技能など身体的な能力の向上を図ることができる。交通や情報技術などの高度化が、ますます進展することが予想される 21 世紀社会において、このような直接的な体験の機会となるスポーツの意義は一層大きく、スポーツを楽しむことのできる力は、もはや現代人が身につけるべき“教養”の一つとなりつつある。

2) 「みるスポーツ」の意義

スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みでもあり、競技者が極限へ挑戦するひたむきな姿は、青少年をはじめとする国民に大きな夢や感動を与えてくれるものである。このようにスポーツは単に直接的な体験としての意義を有するばかりでなく、絵画や演劇などの芸術と同様に、人間の感覚的な能力を通じて間接的に享受することにより、情緒的で美的な欲求にも応えてくれるものである。

3) 「支えるスポーツ」の意義

スポーツは、成熟化社会といわれる中で、人々の高次の欲求の充足につながるものが期待される新たな体験の機会として、その意義や価値が認められてきている。

スポーツ指導者やボランティアとして、自己の経験や技能を活かし、スポーツ大会やスポーツクラブの運営などに携わることは、その人自身の自己実現の欲求や社会的貢献への充足につながるものである。

(2) スポーツ振興の社会的な意義と役割

スポーツは、人間にとって豊かで活力に満ちた生涯を生きていく上で必要不可欠な文化としての意義を有するとともに、「健康」、「コミュニティ」、「教育」、「国際化」や「環境」といったキーワードで表現される現代社会におけるさまざまな諸課題への対応にも貢献するものとして、以下のような社会的な意義と役割が期待されている。

1) 健康増進や疾病予防

個人の体力や適性に応じて適度な運動を行うことにより、心身の健康の増進や疾病の予防・回復(リハビリテーション効果)につながり、生活習慣病やメタボリック症候群など現代社会が抱える健康問題の解決に貢献することが期待できる。

2) 新たな地域社会の構築

スポーツは、競争や共同を通じて、他者との交流や連帯感を生み出し、住民相互の新たな連携を促進し、スポーツを核としたまちづくりや障害者の社会参加を推進するなど、スポーツを中心とした地域社会の再構築(コミュニティの再建)に貢献することが期待できる。

3) 青少年の健全育成

スポーツは、青少年の心身の健全な発育・発達を促し、自己責任、克己心やフェアプレーの精神などを身につけるとともに、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の育成や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を育むことが期待できる。

4) 国際的な交流と相互理解の促進

スポーツは、世界共通の文化であり、言語や生活習慣などの違いを超えて、同一のルー

ルのもとで競い、交流することによって、世界の人々との相互理解を一層深めることが期待できる。

5) 経済発展への寄与

スポーツに係わる産業は、わが国の GDP(国内総生産)の約 2%を占めると推計されている。スポーツの振興を図ることは、スポーツ産業の拡大とそれに伴う新たな雇用の創出を可能にするとともに、スポーツ施設の整備やイベントの開催などに伴い、関連する産業への波及効果も期待できる。

6) 環境問題への意識の高揚

スポーツは、人間が身体を使って行う活動であり、自然環境の中でもさまざまな取り組みが行われている。特に、屋外でのスポーツ活動を困難にする大気汚染、地球温暖化との関連では、異常気象の多発現象やスキー場の雪不足など、自然環境への悪影響について体験的に理解することが期待できる。また、スポーツ文化の持続的な発展にとっても、用具のリサイクル、スポーツ施設の整備や大会の運営に際して、環境問題を考慮した方策を検討していくことが望まれている。

2. 21 世紀の国民スポーツ振興の基本的考え方

(1) 国民スポーツ振興の基本理念

本会が 21 世紀の国民スポーツ振興を図るにあたっての基本理念は、国民の一人ひとりが、豊かで活力のある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会、いわゆる「生涯スポーツ社会」を実現していくことである。

そのためには、「生涯スポーツ社会」のイメージ像を、国民の「生活／暮らし」とスポーツの視点から具現化し、その実現に向けた国民一人ひとりのスポーツ享受能力の育成や社会環境の醸成など、各種事業の企画・立案と推進が必要となる。

「生涯スポーツ社会」の具体的なイメージ像としては、次のような点が考えられる。

- ① 国民の一人ひとりが、個々人のスポーツニーズに応じて、主体的にスポーツを実践し、日常的な「生活／暮らし」を豊かに充実させるというスポーツライフスタイルを形成している状況
- ② 国民の過半数(50%以上)が、週 1 回以上の継続的なスポーツ活動を実践している状況
- ③ 日常的・継続的なスポーツ活動の受け皿となる地域スポーツクラブへの国民の加入率が、概ね 30%程度となっている状況
- ④ スポーツを実践する以外に、スポーツを見て楽しむ、支えて自己実現を図るなど、スポーツへの多様なかかわりが主体的に行われている状況
- ⑤ スポーツが、新しい地域社会の構築(スポーツを中心としたまちづくり)に貢献するとともに、公的な存在として社会から認知されている状況

(2) 国民スポーツ振興方策の視点

スポーツによる国民の豊かで活力ある「生活／暮らし」を基軸とする 21 世紀の国民スポーツの振興を図るにあたっては、スポーツを日常的に実践する者のみならず、スポーツを見て楽しむ者、スポーツを支えて自己実現を図る者など、国民一人ひとりのスポーツへの多様なかかわり方を念頭におき、各種の振興策を企画・立案するとともに、諸事業を推進していく必要がある。

(資料編 55 ページ<資料 1>参照)

1) 「するスポーツ」の振興

スポーツ実践者に対する振興策は、国民一人ひとりのニーズ、能力、ライフステージ等を踏まえて、多様な視点から考慮していく必要がある。

第一の視点は、国民のスポーツ諸活動の全体を考慮して、スポーツ享受者の層を区分し、それぞれの層のニーズや能力にあったプログラムの提供や活動の場などを工夫していく必要がある。この場合、国民のスポーツ享受の層として、次の 6 つの層が想定できる。

- ① 国際レベルのアスリート(プロアスリートを含む)
- ② 国内レベルのアスリート(ジュニア層を含む)
- ③ 競技志向者
- ④ 日常的ゲーム(楽しみ)志向者
- ⑤ 健康・体力づくり志向者
- ⑥ 潜在的スポーツ愛好者

今後、本会として国民スポーツの振興を図る上では、②から⑥のスポーツ享受者の層を視野におき、関係機関・団体と連携を図りつつ、組織的、体系的に諸事業を推進していく必要がある。

(資料編 56 ページ<資料 2>参照)

第二の視点は、これからの国民スポーツの振興を図る上で、国民のスポーツ享受者の中には、スポーツクラブやチームに入会や所属をしてスポーツを実践し楽しむタイプと、これらにかかわらず個人のレベルでスポーツを実践し楽しむという未組織享受者タイプの、大きく分けて二つのタイプを想定した事業の推進が求められる。

「生涯スポーツ社会」を実現する重要な方策として、総合型地域スポーツクラブの育成が文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の中で位置づけられているが、今後、本会としては、国民の継続的なスポーツ実践者 50%以上を実現していくためにも、地域の実情を踏まえたスポーツクラブの育成とともに、地域の住民にとって身近なイベント等の事業の推進について考慮していく必要がある。

第三の視点は、国民のスポーツ享受者層の中に、単一のスポーツ種目を実践し楽しむタイプと、多種目のスポーツを実践し楽しむという、二つのタイプを念頭においた振興策を考慮していく必要がある。

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、多種目、多志向、多年齢を包含する「総合型地域スポーツクラブ」の育成の必要性が提言され、本会においても育成事業を展開し

てきているが、今後とも多種目タイプへの対応策として、地域スポーツクラブの育成に力を注ぐとともに、単一種目で多志向、多年齢層にわたるスポーツクラブやチームにも着目し、その育成のための事業を推進していく必要がある。

2) 「みるスポーツ」の振興

オリンピック競技大会等における世界のトップアスリートのパフォーマンス、プロスポーツにおけるプロアスリートのパフォーマンスなどは、見る人たちに大きな感動や楽しみを与えると同時に、青少年をはじめとする多くの国民に対し、スポーツ活動への参加を促進する大きな原動力となっている。

このことは、スポーツが絵画や演劇などの芸術・文化財と同様に、文化としての特質を有しているということであり、「みるスポーツ」の振興は、「するスポーツ」の振興に大きく寄与するとともに、国民に充実感やゆとりを与えるなど、生活の質的な向上の観点からも有意義であると言える。

今後の「みるスポーツ」の振興策としては、見る人のマナーを含むスポーツ文化を享受する資質・能力を高める機会の提供、見る人たちの立場を踏まえた施設の整備、魅力的なスポーツイベントの誘致など、行政、体育協会・競技団体等の関係機関・団体との連携による諸事業の推進が必要である。

本会としては、国民体育大会（以下「国体」という。）等の主催事業について、「みるスポーツ」の振興の観点に立った改善を図るとともに、見る人のニーズに合ったイベント等の企画・立案に対して、中央競技団体および都道府県体育協会に助言をしていく必要がある。

3) 「支えるスポーツ」の振興

これまで、本会においては、公認スポーツ指導者制度に基づき数多くのスポーツ指導者の育成に努めてきており、それら指導者は、ボランティアとして各種の指導活動を行っている。一方、わが国で開催されたオリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会や国体などにおいて、大会の運営等に多くのボランティアが活動し支援しており、スポーツに係わるボランティアへの関心が高まってきている。

このような状況の中で、これまで培ってきた自己の技術や能力を活かし、スポーツ大会を含むスポーツ振興にボランティアとして貢献することによって、自己実現を図るというスポーツへの参画の仕方についても、意義や価値を認識する国民が多くなってきている。

このことは、従来の「するスポーツ」や「みるスポーツ」に加え、「支えるスポーツ」が、新たなスポーツ文化享受スタイルとして認識され、固有の分野として確立してきたことを意味している。一方、スポーツボランティアへの意欲はあるものの、活動への参加のきっかけがつかめないでいる人や、参加してもさまざまな理由から活動が継続しにくいという現状も聞こえてくる。

「支えるスポーツ」の振興は、競技大会の運営ボランティアのみならず、日常的なスポーツ指導にあたるボランティア、スポーツ活動をめぐる語学ボランティア等の分野に及ぶ

とともに、その対象も競技者にとどまらず、多様なスポーツニーズをもつ青少年、高齢者や障害者など、広くスポーツ活動全般を視野に入れていく必要がある。

本会としては、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」における「支えるスポーツ」の動向に注目しつつ、スポーツボランティア活動の一層の充実・発展を図るため、本会加盟団体やスポーツボランティア支援団体等と連携し、スポーツボランティアの支援システムを構築する必要がある。

3. 21世紀の日本体育協会の役割

21世紀において、本会がスポーツ振興に果たす役割としては、従前からの国民スポーツの振興という目標に向かって、各種の方策を推進していくことにある。しかし、前述の21世紀におけるスポーツの意義と役割や国民スポーツ振興の基本的考え方を踏まえた場合、わが国のスポーツ振興に関する全体的な推進体制の中で、行政と本会を中心とする民間スポーツ関係団体、本会と中央競技団体・都道府県体育協会、さらには市町村体育協会などの役割分担を明確にした上で、それぞれの機関や団体が固有の特性を活かしつつ、これまで以上に有機的な連携を図っていく必要がある。

いずれにしても、本会は、わが国スポーツ界の統一組織として国内・外のスポーツ動向を見極めつつ、全国的な視野に立った国民スポーツ振興の基本方策を提示し、それに基づく各種のスポーツ振興事業を企画・立案するとともに、国民スポーツ振興の実質的な担い手である中央競技団体、都道府県体育協会および市町村体育協会と連携し、これまで以上にその組織力を最大限に活かした事業の推進を図っていくことが求められる。

(資料編 57 ページ<資料 3>参照)

(1) 行政と体育協会の役割

これまで競技スポーツの振興に関しては、従来から、基本的には行政が事業推進のための助成を行い、本会および日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)並びに中央競技団体や都道府県体育協会が、それぞれ主体的に事業を計画し、実施するという形態が確立している。

しかし、国民スポーツ振興の中で、今後、その取り組みが重要視されている生涯スポーツの振興に関しては、従前から、事業の企画・立案から実施に至るまで、行政が中心となって行われてきたという状況が見受けられた。近年は、総合型地域スポーツクラブの育成など一部の事業について、事業の企画・立案は行政が、実施については本会および都道府県体育協会が担うという状況となってきた。

これは、本会および都道府県体育協会をはじめとする体育協会組織に、生涯スポーツに対する取り組みと組織体制が十分でなかったことに一因があると考えられる。しかし、「生涯スポーツ社会」の実現を目指した21世紀の国民スポーツ振興を推進するためには、本会が、都道府県体育協会、さらには生涯スポーツ振興の直接的な担い手となる市町村体育協会と緊密な連携を図りつつ、地域住民のスポーツニーズを踏まえ、弾力的、機動的に各

種の事業を企画・推進していく役割を担う必要がある。

このように、21世紀の国民スポーツ振興をめぐることは、行政主導から本会を中心とする民間団体主導へと、これまでの振興体制を改革していくことが必要となる。つまり、国および地方行政には、それぞれの立場からのスポーツ振興の基本となる方策を示すとともに、それに基づく財政面をはじめとする積極的な支援を期待する。一方、本会を中心とする体育協会組織は、それぞれの立場に応じて行政との連携を図りつつ、各種スポーツ振興事業の企画・推進に主体的に取り組んでいく体制を確立・強化していくことが求められる。

そのためには、市町村体育協会を含む体育協会組織において、真に国民に身近な存在となるよう、それぞれが国民スポーツ振興の担い手としての自覚と責任を認識するとともに、組織体制の整備を図る必要がある。

(2) 本会と加盟団体の役割

これまで国体等の総合的なスポーツイベントやスポーツ指導者の育成事業などにおいては、本会が中央競技団体および都道府県体育協会の加盟団体に対して、事業推進の基本的方向や全体のフレームワークなどを示し、加盟団体は、それに基づいて独自の工夫を凝らしながら具体的に事業を行うという役割分担が確立している。

このように、一部の事業については、本会と加盟団体との役割が明確になっているが、前述の国民スポーツの振興、とりわけ生涯スポーツ振興における地域レベルのスポーツイベント・教室等の事業やスポーツボランティアの育成、さらに障害者スポーツ振興事業などをめぐることは、事業推進の役割やシステムが十分に確立されているとは言い難い状況にある。

したがって、本会は、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の動向を見極めつつ、各種事業の企画・立案をするとともに、加盟団体に対して事業の趣旨・目的、実施方法などの具体的な事業推進マニュアルを示す必要がある。一方、各加盟団体は、本会の示す事業推進マニュアル等を十分踏まえ、地域の実情に応じた独自の工夫を加えつつ、各種の事業に取り組んでいくという役割やシステムを確立していく必要がある。

特に、都道府県体育協会は、本会との連携を図りつつ、生涯スポーツ振興への取り組みと体制整備を図るとともに、加盟関係にある市町村体育協会に対し、地域スポーツクラブの育成をはじめとする生涯スポーツ振興事業推進のノウハウの提供等、支援に力を注ぐことが求められる。

そのためには、本会と加盟団体との間で、国民スポーツ振興の理念を共有するとともに、事業推進についての共通理解を十分に図っていく必要がある。

(3) 本会と体育・スポーツ関連団体との連携

国民スポーツの振興を目指す体育・スポーツ関連団体は、本会のほかに、小学校体育連盟、(財)日本中学校体育連盟、(財)全国高等学校体育連盟、(社)全国体育指導委員連合、(財)日本レクリエーション協会、(財)日本障害者スポーツ協会等がある。これらの団体は、これまでの固有の目的や分野をもち、独自の事業を展開して、わが国のスポーツ振興にそれ

ぞれの立場から貢献をしてきたと言える。

しかし、国民一人ひとりの豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す 21 世紀の国民スポーツの振興を図っていくためには、現状の体育・スポーツ関連団体の有しているパワーを結集し、関係のスポーツ振興事業を総合的、一体的に推進していく必要がある。

本会としては、現状の組織体制を活用して行政との連携を図る中で、体育・スポーツ関連団体の連携・協力体制の整備について中心的な役割を担うとともに、国民スポーツ振興の具体的な取り組みについて、個々の団体の特性を活かした事業推進のコーディネーター的な役割を担っていく必要がある。

Ⅱ. 「スポーツ振興 2001」の達成状況と課題

ここでは、「スポーツ振興 2001」において、21 世紀における国民スポーツの振興方策としてあげられた「日本体育協会組織の充実・強化」、「国民スポーツ振興事業の推進」、「スポーツ振興財源の確保」、さらに「スポーツ振興 2001」に提起された方策以外に対応した事項について、その取り組みと達成状況を評価し、今後の課題について明らかにする。

1. 日本体育協会組織の充実・強化

(1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○本会組織の拡充

全国を統括する競技団体および生涯スポーツ団体等の加盟促進、地域スポーツクラブおよびスポーツボランティア等の登録制度の創設

○加盟団体の基盤整備の促進

本会加盟団体に対する助成事業の拡充、有能な人材確保による組織基盤の充実

○市町村体育協会組織の整備

市町村体育協会の法人格取得や財源確保方策の促進

○民間スポーツ関係団体との連携の促進

本会および都道府県体育協会をコーディネート役とした効果的な事業の推進

(2) 達成状況と評価

○本会組織の拡充

本会への加盟促進については、中央競技団体として日本バウンドテニス協会および(社)日本エアロビック連盟の 2 団体、関係スポーツ団体として(財)日本中学校体育連盟および(社)日本女子体育連盟の 2 団体、準加盟団体として(社)日本アメリカンフットボール協会の 1 団体が新たに加盟した。このことにより、現在、本会の加盟団体は、55 の中央競技団体、47 の都道府県体育協会、4 の関係スポーツ団体となり、準加盟団体は 3 団体となった。

なお、地域スポーツクラブ等の登録制度の創設については着手できなかった。

○加盟団体の基盤整備の促進

助成・委託事業については、文部科学省の「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」の委託事業をはじめとする各種事業を、都道府県体育協会と連携して実施したことにより、拡充が図られ一定の成果をあげることができたと考えている。しかし、人材確保をはじめとする基盤整備については、本会として、十分な施策の推進を図ったとは言い難い状況である。

○市町村体育協会組織の整備

市町村体育協会の組織基盤整備に関しては、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」等を指定し、間接的な組織の整備へ寄与したものの、他には具体的な検討を行うま

では至らなかった。

○民間スポーツ関係団体との連携の促進

本会加盟以外の民間スポーツ関係団体との連携・協力については、「TAFISA ジャパンの活動」、「生涯スポーツコンベンション」などで従前同様の連携を図った。さらに、(財)日本アンチ・ドーピング機構および日本スポーツ仲裁機構が実施する事業に協力・支援した。

(3) 今後の課題

「スポーツ振興 2001」の振興方策への取り組みと達成状況の評価から、今後の課題として概ね以下の事項があげられる。

○本会組織の拡充

- ・本会組織の一層の充実・強化を図るため、引き続き、加盟の促進を図っていく必要がある。
- ・新たな登録制度については、そのあり方について具体的な検討を行う必要がある。とりわけ、地域スポーツクラブの登録について、登録制度創設の具体化を推進する必要がある。

○加盟団体の基盤整備の促進

- ・加盟団体の財源確保については、企業協賛の拡充など新たな方策について検討を行う必要がある。

○市町村体育協会組織の整備

- ・市町村体育協会組織の整備については、平成 11 年(1999)以降、全国的に推進された市町村合併の状況を踏まえ、市町村体育協会の組織の整備状況などに関する実態を把握する必要がある。

(4) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策以外に対応した事項

1) 取り組み状況

○国内・外のスポーツ界の動向に対応した本会寄附行為の改定

国内・外のスポーツ界の動向を勘案し、平成 17 年(2005)、本会寄附行為の「アマチュア語句」の削除(英語表記を Japan Amateur Sports Association から Japan Sports Association へ変更)等の改定を行った。このことに伴い、従来の「アマチュアスポーツの統一組織」から「国民スポーツの統一組織」へ表記を変更し、本会が「国民スポーツ振興」の担い手であることを一層明確にした。

○倫理・社会規範等を遵守するための規程の整備

本会においては、加盟団体等で発生した人道的問題、補助金等の不適切な処理問題等に対応するため、平成 15 年(2003)、「(財)日本体育協会および加盟団体における倫理に関するガイドライン」および「(財)日本体育協会 役職員倫理規程」を制定し、本会および加盟団体において健全な組織としての体制整備と運営を図るための指針として位置付けることとした。

2) 今後の課題

- 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備
 - ・国内・外のスポーツ界の動向に対応していくため、本会寄附行為および諸規程についての確な改善を図っていく必要がある。
- 公益法人制度改革への対応
 - ・平成 20 年(2008) 12 月から実施される「公益法人制度改革」に適切に対応するため、その動向を的確に把握するとともに、関係機関と緊密な連携を図っていく必要がある。

2. 国民スポーツ振興事業の現状と課題

「スポーツ振興 2001」においては、「生涯スポーツ社会」の実現を目指して、「国民体育大会の改善・充実」から「スポーツ施設の運営支援」までの 9 事業の推進方策が提起されている。ここでは、これら諸事業の達成状況を評価するとともに、今後の課題について明らかにする。

(1) 国民体育大会の改善・充実

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

- 国体の意義や役割を再検討し、性格やあり方を再構築
- 国体の充実・活性化
 - ・トップアスリートの参加促進のための参加基準の見直し
 - ・国民への広報活動の充実
 - ・競技施設基準の見直し
 - ・総合得点算出方法の改善
 - ・実施競技の採用に関する基準の策定
 - ・スポーツボランティアの組織化等基盤の整備
- 国体運営の簡素・効率化
 - ・大会運営（開会式等）の見直し
 - ・秋季大会実施競技の夏季大会への移行の促進
 - ・冬季大会の実施方法・時期等の検討
 - ・新たな助成措置等の対応策

2) 達成状況と評価

- 国体の意義や役割を再検討し、性格やあり方を再構築
 - 平成 15 年(2003)に策定された「国体改革 2003」において、次の 2 つの視点から新たな方向性が示された。
(資料編 58 ページ<資料 4>参照)
 - ・国体の性格・目的として、21 世紀の国体は、より競技性の高い、わが国最大・最高の総合スポーツ大会として構築するとともに、ジュニアからトップアスリートを含む幅

広い競技者層を対象とする大会として充実・活性化を図っていく。

- ・大会運営のあり方として、社会・経済状況等時代に対応した簡素・効率化を目指し、改革・改善に向けて取り組んでいく。

このように、「国体改革 2003」において、今後の国体における新たな意義・役割とともに、性格やあり方の方向性が示されたと言える。

○国体の充実・活性化に向けた方策

- ・トップアスリートの参加促進のための参加基準の見直し

トップアスリートの参加促進のための参加基準の見直しについては、以下のような取り組みを行った。

- 予選会免除制度の拡充については、平成 19 年(2007)、第 62 回本大会から、これまでの都道府県予選会のみならず、ブロック大会についても免除制度を拡充した。
- 実施競技団体が独自に定める「参加制限等の撤廃」の促進については、平成 20 年(2008)現在、14 競技で実施された。
- 平成 17 年(2005)、第 60 回大会から、成年種別において参加資格の一つとして、「ふるさと選手制度」を導入した。(この制度は、地方スポーツの振興と都道府県の競技力の均等化も念頭においた方策)
- 外国籍競技者の参加促進を図る観点から、平成 18 年(2006)、第 61 回大会より、学校教育法第 1 条に規定される学校に在籍する者以外の「永住者(特別永住者を含む)」の参加を可能とする措置を講じた。

このことにより、当面、トップアスリート等の参加促進のための対応策が講じられたと言える。

- ・国民への広報活動の充実

「みるスポーツ」振興の観点から、みせる側のトップアスリート参加の促進を図るため、上記のような措置を講じた。また、開催都道府県と連携し、メディアに対し国体開催に関する情報提供を積極的に行った。

- ・競技施設基準の見直し

施設の弾力的運用と近接県の競技施設の活用について、国体開催基準要項および同細則に明記し、その主旨が徹底されるよう、引き続き、開催県や中央競技団体への説明と協議を行っている。

- ・総合得点算出方法の改善

選手個人の競技得点が総合得点に直接反映する方式を踏襲しつつ、個人競技と団体競技における選手個人の競技得点の格差を是正する改定を行い、平成 15 年(2003)、第 58 回大会から実施した。

- ・実施競技の採用に関する基準の策定

公開競技の採用については、「公開競技・種目採用基準」を策定し、平成 20 年(2008)、大分県での第 63 回大会より適用することとした。

また、正式競技の採用については、具体的な選定基準策定の検討を行っているところである。

- ・スポーツボランティアの組織化等基盤の整備

「支えるスポーツ」振興の観点から提起されたスポーツボランティアの組織化とその活動基盤の整備に関しては、開催県において独自の取り組みが行われているものの、本会が全国的視野から取り組むまでには至らなかった。

<「スポーツ振興 2001」に提起された方策以外に対応した事項>

- ・中学 3 年生が参加する競技については、ジュニア競技者育成の観点から、平成 20 年(2008)、第 63 回大会までに、従前の 4 競技<陸上競技、体操(競技)、水泳(競泳)、スケート(フィギュア)>に、新たに 12 競技を加え、16 競技に拡充した。
- ・ドーピング防止啓発活動の一環として、ドーピング検査が、平成 15 年(2003)、第 58 回夏季大会から導入・実施されるとともに、都道府県体育協会と連携して、ドーピング防止啓発のための諸活動を実施した。

○国体運営の簡素・効率化に向けた方策

- ・大会運営（開会式等）の見直し

平成 18 年(2006)、兵庫県で開催された第 61 回大会より、夏季・秋季大会が一本化され、開・閉会式および競技会運営の簡素・効率化が促進された。

- ・秋季大会実施競技の夏季大会への移行の促進

上記の実現により、提起された内容については、達成できた。

- ・冬季大会の実施方法・時期等の検討

冬季大会に関しては、開催地の選定、開催経費の削減に関する検討が重点的に行われ、実施方法並びに時期等については、高校総体との連携の可能性について検討した。

- ・新たな助成措置等の対応策

開催県の財政負担軽減の方策として、各ブロック大会に対する助成金の増額、冬季大会開催県に対する「大会開催費補助金」の増額を行った。加えて、平成 20 年(2008)、長野県で開催された第 63 回冬季大会において、本会と開催地が主体となり、国体史上初の企業協賛を実施した。

<「スポーツ振興 2001」に提起された方策以外に対応した事項>

- ・開催都道府県を中心とした財政負担軽減の観点から、大会規模の適正化策として、平成 20 年(2008)、第 63 回大会から、全実施競技の参加人数を平均 15%程度(約 4,500 人程度)削減することとした。この措置によって、国体運営の簡素・効率化に向けた大きな対応が実現できたと言える。

3) 今後の課題

「スポーツ振興 2001」の「国体の充実・活性化に向けた方策」と「国体運営の簡素・効率化に向けた方策」への取り組みと達成状況の評価から、今後の課題として概ね以下

の事項があげられる。

○国体の性格やあり方について

「国体改革 2003」および「国民体育大会の今後のあり方プロジェクト」において提言されている国体の趣旨・目的を一層周知・徹底していく対応が求められる。

○国体の充実・活性化に向けた取り組み

- ・本会加盟団体の国体への参加を念頭におき、国体実施競技として採用するための選定基準の策定について、検討する必要がある。
- ・国際的な女子競技の進展を踏まえた、女子種別の拡充について、検討する必要がある。
- ・「支えるスポーツ」の振興の観点から、国体開催予定県を含め、開催県(県体協含む)の実態等を詳細に調査し、スポーツボランティアの啓発と活動の促進について、より積極的に検討していく必要がある。

○国体運営の簡素・効率化に向けた取り組み

- ・経費削減の観点から、開・閉会式の形態並びに運営のあり方に関しての検討を行う必要がある。
- ・国体開催都道府県(開催市町村を含む)に交付する「大会開催費補助金」の増額について、関係機関等との調整を図っていく必要がある。
- ・国体における企業協賛については、平成 20 年(2008)、第 63 回冬季大会(長野県)で初めて実施したところである。今後、この実績を踏まえ、さらに充実させるとともに、本大会を含めた国体企業協賛制度の導入に向けた検討を行う必要がある。

○「国民体育大会の今後のあり方プロジェクト」の提言に対する対応

将来の国体のあり方を含め、国体改革を推進していく諸課題についての検討を行うため、平成 15 年(2003) 12 月に設置した「国民体育大会の今後のあり方プロジェクト」では、以下のような提言がなされている。

- ・国体実施競技の実施形態の区分について
- ・正式競技の実施形態について
- ・冬季大会のあり方について(冬季大会対応プロジェクトにおいて別途検討を示唆)

今後、これらの提言について、国体委員会を中心に、実現に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。

(資料編 60、61 ページ<資料 5、6>参照)

(2) 生涯スポーツの充実・推進

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○地域スポーツクラブの育成・支援

地域住民の多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となる地域に密着したスポーツクラブを育成していくため、以下のような方策を提起している。

- ・総合型地域スポーツクラブの育成をはじめとする、多様な（単一種目のクラブ、クラブの連合化など）スポーツクラブ育成のための支援のあり方、クラブ運営をめぐるクラブマネージャー等の指導者の配置促進等
 - ・スポーツクラブ登録制度の創設と全国的な組織化の推進
 - ・学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進
- 地域における多彩なプログラムの提供
- 地域住民の継続的な活動やスポーツを通じた交流を一層促進するため、以下のような方策を提起している。
- ・地域レベルの多様なスポーツイベント等の企画・実施
 - ・スポーツクラブサミットの開催
 - ・スポーツクラブ対抗のイベント等の開催
- 新たな全国的総合スポーツイベントの創設
- 国民の日常的なスポーツ活動の活性化と全国のスポーツ愛好者との交流を促進するため、全国的なスポーツイベントとして、「日本スポーツマスターズ」の開催について提起している。
- 「みるスポーツ」の振興事業の推進
- ・見る人のマナーを含むスポーツ文化享受の資質・能力を高めるための講習会の開催やビデオ等による啓発活動などの事業の推進
 - ・各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致および見る人の立場を踏まえた施設の整備に関する指導助言の実施
- 「支えるスポーツ」の振興事業の推進
- 「みるスポーツ」と同様に、多様なスポーツ文化享受スタイルとして、自己充実、自己実現を図る上で有意義なスポーツボランティアの育成・組織化と活動の促進について提起している。
- 新たな顕彰事業の創設
- 国民の多様なスポーツ活動を一層促進するため、長年にわたり、日常的、継続的にスポーツを実践している者等を対象とした、新たな顕彰事業の創設について提起している。

2) 達成状況と評価

- 地域スポーツクラブの育成・支援
- ・総合型地域スポーツクラブ育成の拡充
- 本会における「総合型地域スポーツクラブ」の育成は、平成9年(1997)度にスポーツ少年団を核とするモデル地区事業を実施、平成14年(2002)度からスポーツ振興くじの助成によるクラブの創設支援事業と設立後のクラブの活動支援事業を実施してきた。
- スポーツ振興くじ助成の中止により、平成16年(2004)度から文部科学省委託事業

として、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」に取り組み、以下のような事業を実施した。

- ・本会がクラブ創設に向けて各クラブへ直接的な支援を行う「育成指定クラブ委託事業」
 - 設立準備委員会の設置
 - クラブへの加入促進を図るための教室等の実施
 - クラブ会員獲得のための広報活動等
 - クラブマネジャーの配置・促進
- ・本会が都道府県体育協会の育成事業に対して支援を行う、「都道府県体育協会総合型地域スポーツクラブ育成支援委託事業」
 - クラブ育成アドバイザーの配置
 - 市町村へのクラブ設立に向けた普及・啓発活動
 - 育成指定クラブに対する指導助言
 - クラブマネジャーの発掘・育成

以上のような育成推進事業を実施し、次のような育成状況となっている。

＜文部科学省委託事業「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」の実施状況＞

平成 16(2004)～19(2007)年度	
○事業対象クラブ数：793	
〔内訳〕 事業終了クラブ数：498（事業終了クラブ）	
設立準備クラブ数：295（事業継続中クラブ）	
○設立したクラブ数：431（事業終了クラブのうち、設立したクラブ）	
*平成 19 年(2007)7 月 1 日現在	

(資料編 62 ページ＜資料 7＞参照)

＜全国的な総合型地域スポーツクラブの育成状況＞

(市町村数)	
全国の市町村数	1,827
クラブを有する市町村数（設立準備中含む）	894
育成割合（％）	48.9
(クラブ数)	
設立済みクラブ数	2,004
設立準備中クラブ数	551
計	2,555
*上記市町村数には、東京 23 区を含む。	
*平成 19 年(2007)7 月 1 日現在	

(資料編 63 ページ＜資料 8＞参照)

地域スポーツクラブの育成・支援については、総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みが中心となっており、全体としては、以下のようなことが言える。

- ・総合型地域スポーツクラブの育成を推進する体制の整備については、一定の取り組みが図られてきているが、単一種目等のクラブの育成・拡充についての取り組みは実施に至っていない。
- ・総合型地域スポーツクラブ育成数については、委託事業の開始時点に比べて、概ね倍増の状況となっている。しかし、クラブを有する市町村の割合は、全国の市町村の50%以下となっており、各都道府県並びに市町村におけるクラブ育成に向けた取り組みに温度差があることがうかがえる。
- ・地域スポーツクラブが地域に密着し、より発展していくための登録制度の創設や全国的な組織化の推進については、現段階では実現に至っていない。しかし、現在、クラブ間相互のネットワークの構築並びに全国的なスポーツクラブイベント等の創設に向けた協議・検討を開始している。
- ・学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進については、現在まで具体的な取り組みに至っていない。
- ・本会として、地域への多彩なプログラムの提供については、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」における諸事業の推進（スポーツ教室やスポーツ大会、クラブマネージャーの研修会等）のほかは、具体的な事業の推進に取り組むことができなかった。

○新たな全国的総合スポーツイベントの創設

本会では、国民の多様なニーズに対応し、「生涯スポーツ社会」を実現するため、平成13年(2001)に、開催する都道府県および都道府県体育協会との共催により、競技志向の高いシニア世代(原則として35歳以上)を対象とした総合スポーツ大会として「日本スポーツマスターズ」を創設した。

本大会は、企業協賛を中心として開催経費をまかなうとともに、大会参加者は、旅費・宿泊費等を自己負担するなどの新たな実施形態としている。

なお、平成19年(2007)、第7回目となる「びわこ大会」(滋賀県開催)では、13競技に7,000名を超える選手・監督が参加、参加者数は回を重ねるごとに増加傾向にあり、シニア世代の大きな目標となる大会として位置づけられつつある。

(資料編 64 ページ<資料 9>参照)

○「みるスポーツ」の振興事業の推進

- ・国体へのトップアスリートの参加を促進したことにより、開催都道府県において多くの観客の動員を図ることができた。また、新聞報道等においても一定の成果を得ることができた。
- ・日本スポーツマスターズでは、シンボルメンバーによる大会のPR活動を実施し、地元新聞社の協力による積極的な広報活動が行われた。しかし、国体、日本スポーツマスターズの両大会とも、テレビ放映等の機会は少なく、一層のPR活動が求められる。
- ・見る人のマナーを含むスポーツ文化享受の資質・能力を高めるための講習会開催およ

びビデオ等による啓発活動などについては、具体的な対応を実施する状況には至っていない。

○「支えるスポーツ」の振興事業の推進

「支えるスポーツ」の振興を単独に取り上げて事業として実施することはできなかった。また、国体や日本スポーツマスターズなど全国的総合スポーツイベントにおいて、ボランティアスタッフの組織化や活用が図られたものの、イベント後の継続的な活動促進への取り組みは、具体的に行われなかった。

○新たな顕彰事業の創設

本会では、国民一人ひとりが生涯を通じたライフステージにおいて、主体的にスポーツ文化を豊かに享受していくという「生涯スポーツ社会」を目指して、長年にわたり、日常的・継続的にスポーツを実践している者等を表彰する「日本スポーツグランプリ」を平成18年(2006)に創設した。この表彰は、加盟団体の推薦に基づき、毎年、実施することとしている。

3) 今後の課題

○地域スポーツクラブの育成・支援

- ・「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」において、都道府県体育協会の実施する「クラブ育成支援委託事業」については、都道府県の間で実施内容・規模等に格差が散見されている。今後、クラブ育成アドバイザーの資質の向上と配置の促進を図り、クラブ育成事業を一層充実していく必要がある。
- ・指定クラブ委託事業終了後、創設された総合型地域スポーツクラブが財源確保に苦慮する状況が見受けられる。したがって、創設されたクラブの活動支援についても、関係機関・団体に要望していく必要がある。
- ・指定クラブ委託事業終了後、財源確保も含めてクラブが主体的に運営できるようにするための各種研修会等の実施やノウハウの構築を行う必要がある。
- ・総合型地域スポーツクラブの健全な経営を促進するため、マネジメント能力を有するクラブマネージャー等の配置を促進していく必要がある。
- ・スポーツクラブ登録制度については、創設には至っていない状況にある。しかし、創設支援された総合型地域スポーツクラブが、今後、安定的にクラブ運営を推進していくためには、クラブ間のネットワークの構築を含め、登録制度の創設について引き続き検討していく必要がある。
- ・地域スポーツクラブと学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携について、今後、その連携の具体的な手法について検討していく必要がある。
- ・地域における多彩なプログラムの提供については、当面、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」における諸事業の推進を中心的に取り組むこととする。

○新たな全国的総合スポーツイベントの創設

- ・総合型地域スポーツクラブの育成が全国展開している中で、育成されたクラブの定着

と発展を図るため、全国のクラブが競い合いながら楽しむ場としての新たな全国的なスポーツイベントの創設について検討する必要がある。

- ・日本スポーツマスターズについては、大会の継続と拡充に向け、開催地の特色を生かした総合スポーツ大会として、参加者、開催地および協賛企業にとって、より魅力ある大会として構築する必要がある。併せて、本会と競技団体間の大会経費の負担の仕組みを再検討する必要がある。さらに、現行の年齢層を超える者を対象としたイベントとして、拡充を検討する必要がある。

○「みるスポーツ」の振興事業の推進

- ・「みるスポーツ」の振興事業の推進については、国体を中心的なモデルとして事業の推進方策を検討していく必要がある。
- ・本会事業全般について「みるスポーツ」振興の観点から、広報・PR 活動について検討を加えていく必要がある。

○「支えるスポーツ」の振興事業の推進

- ・「支えるスポーツ」の振興事業の推進については、全国的なスポーツイベント等でのスポーツボランティアの多方面にわたる参加の場を提供するとともに、スポーツボランティアの組織化について、さらに行政や加盟団体と連携して、その促進を図ることが必要である。

○新たな顕彰事業の創設

- ・現在、生涯スポーツ振興の中核的な事業として推進している「総合型地域スポーツクラブ」に関して、その定着・発展を促進するための顕彰事業の創設について検討を行う必要がある。
- ・日本スポーツグランプリについては、より多くの人々が生涯スポーツを実践することにつながるよう、本賞について広く理解と協力が得られるよう広報していく必要がある。

(3) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○新たな養成システムの構築

- ・より効率的・効果的な養成事業の実施に向けた現行の各種指導者養成事業の改善・充実
- ・受講者にとって、より受講しやすいシステムを構築するため、体育系大学等の免除適応制度の拡充並びに指導者養成拠点(学校)の整備・充実
- ・諸外国の指導者資格取得者に対応するため、資格制度の国際化促進

○新たな分野の養成制度の創設

- ・円滑な地域スポーツクラブの運営等の支援を行うことのできるスポーツクラブマネージャー等、新たな分野の養成制度の創設

- ・スポーツボランティアを育成するための養成・登録システムの構築
 - ・スポーツ指導に専念できるプロコーチ養成の制度化の検討
- 有資格指導者の積極的な活用
- ・広域スポーツセンターへの専任配置の促進
 - ・地域スポーツクラブへの配置促進
 - ・学校部活動等への派遣の検討
 - ・民間スポーツクラブへの雇用の促進

2) 達成状況と評価

○新たな養成システムの構築

- ・各種指導者養成事業の改善・充実

高度化・多様化する国民のスポーツニーズや専門化する競技者育成に対応するとともに、受講者によりわかりやすい制度を構築するため、平成 17 年(2005)度より「公認スポーツ指導者制度」を再構築し、本会および加盟団体が主体的に養成事業に取り組むこととした。

主な改善内容は、自宅学習(通信講習など)の充実やカリキュラムの厳選などにより、集合講習時間数を半減させるなど、受講しやすい体制を整備した。

また、競技別指導者資格について 3 区分から 2 区分にスリム化を図り、共通科目カリキュラムを一本化(体系化)して、すべての資格間での相互免除を可能とし、他資格へのチャレンジがスムーズに行える制度とした。

(資料編 65 ページ<資料 10>参照)

- ・体育系大学等の免除適応制度の拡充

体育系大学および社会体育系専門学校のみを対象としていた「免除適応コース承認システム」において、体育系に限らず体育系を有しない大学等にも門戸を広げるなど大幅なシステムの改訂を行った。

- ・指導者養成拠点(学校)の整備・充実

指導者養成拠点(学校)の整備については、取り組むことができなかった。

- ・資格制度の国際化促進

資格制度の国際化の促進については、国際コーチ教育評議会等で本会制度を紹介したが、協同認定や相互免除など特定の国との資格の連携について、具体的な取り組みは実施できなかった。

○新たな分野の養成制度の創設

- ・平成 17 年(2005)度からすべての資格の基礎資格となる「スポーツリーダー」を新設した。
- ・総合型地域スポーツクラブなどの健全なマネジメントを行うための資格として「クラブマネジャー」および「アシスタントマネジャー」を設け、その養成を平成 18 年(2006)度から実施した。

- ・スポーツボランティアの育成、スポーツ指導に専念するプロコーチの養成については、具体的な検討には至っていない。

○有資格指導者の積極的な活用

- ・広域スポーツセンターにおける指導活動、地域スポーツクラブにおける指導、学校部活動等における指導などにおいて、一部の有資格指導者の活用が図られる状況となっているが、本会として有資格指導者の活用のための制度・事業として取り組むまでに至っていない。

3) 今後の課題

○新たな養成システムの構築

- ・今後、スポーツ指導者の質的・量的な拡充を図るため、さらにカリキュラムや講習形態等を工夫・改善し、体育系大学や広域スポーツセンター等との連携を図り、全国各地に指導者養成拠点（学校）を整備・充実させ、受講者が受講しやすい環境を一層整備していく必要がある。
- ・スポーツの国際化に対応するため、海外諸国の指導者制度の情報を収集し、国際標準としての指導者制度についても検討する必要がある。

○新たな分野の養成制度の創設

- ・競技者を取り巻く環境は高度化と専門化が進み、スポーツ活動の場では必要なスタッフの専門化と分業化が進展している。一方、国民の多様なニーズや健康・安全をキーワードとする各種のスポーツ振興方策の構築が求められている。これらのスポーツ界の動向に対応するため、新たな分野の資格の制度化について検討する必要がある。

○有資格指導者の積極的な活用

- ・本会が実施するスポーツ振興事業をはじめ、地域スポーツクラブや学校部活動等において、有資格指導者の積極的な活用を図るための事業化の検討を行う必要がある。

○有資格指導者の資質向上

- ・有資格指導者に対しては、スポーツ界の動向に適切に対応していく観点から、各中央競技団体が策定した競技者育成プログラムに基づく指導に必要な知識について、効果的な浸透の促進を図っていく必要がある。

(4) スポーツ少年団の充実と青少年スポーツの振興

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

「総合型地域スポーツクラブ」育成との関連を考慮し、ジュニアスポーツクラブとしての育成を念頭において、次のような施策を提起している。

○スポーツ少年団組織の拡充

- ・女子団員・女性指導者および中・高校生年代の加入促進のための組織基盤・体制の整備およびキャンペーン活動の推進

- ・加入促進を図るため、未加入青少年を対象としたスポーツ教室や一日体験入団等の実施
- 日常的な活動内容の充実
 - 団員の多様なニーズや能力および年齢層に対応するため、レベルに応じた活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備
- 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進
 - 日常的な団活動の活性化と国内・外の青少年との交流を促進するため、以下のような方策を提起している。
 - ・スポーツ少年団を核とした青少年の全国的な総合スポーツイベントの創設の検討
 - ・青少年教育関係団体との交流事業の創設
 - ・現行の国際交流に加え、新たな国際交流事業の開発
- 登録制度の改革
 - 今後の「総合型地域スポーツクラブ」の登録制度創設との関連を考慮して、ジュニアスポーツクラブとしての登録制度の改革
- 地域におけるジュニア競技者の育成
 - 青少年の多様な能力やニーズに対応したスポーツ振興を図るため、都道府県ジュニア強化事業の拡充

2) 達成状況と評価

- スポーツ少年団組織の拡充
 - ・女子団員・女性指導者および中・高校生年代の加入促進のための組織基盤・体制の整備およびキャンペーン活動の推進
 - 平成 13 年(2001)度に「女子拡大特別委員会」を設置し、平成 14 年(2002)度に女子団員・女性指導者の拡大に対する提言を策定した。
 - また、スポーツ少年団への中・高校生の定着化に、拠点的・重点的に取り組んだ実験事業を実施し、団活動を継続していく環境づくりに対する問題点と課題の調査を行った。
 - さらに、その調整結果を都道府県および市区町村スポーツ少年団に参考資料として配布し、実情に応じた対応を促した。
- ・未加入青少年を対象としたスポーツ教室や一日体験入団等の実施
 - 未加入青少年に対するスポーツ教室や体験入団等について、市区町村並びに単位団レベルで実施されたが、日本スポーツ少年団の施策としては実施できなかった。
- ・スポーツ少年団の登録状況について、平成 12 年(2000)度から 19 年(2007)度について見ると、団数、指導者数については、概ね増加傾向にあるが、団員数については、一時期において増加傾向がみられるものの、全体としては減少傾向にあり、平成 19 年(2007)度については、前年度に対して約 12,000 名の大幅な減少となっている。

(資料編 67 ページ<資料 1 1>参照)

○日常的な活動内容の充実

- ・レベルに応じた活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備

日常的な活動を充実させるためのレベルに応じた活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備については、取り組むことができなかった。

しかし、平成 15 年(2003)度から継続して実施しているトップアスリートの講話や実技指導が行われる「スポーツ選手ふれあい指導事業」については、子どもが体を動かす楽しさを体験するとともにスポーツに親しむ動機付けになるなど、効果的な事業となった。

○全国的・国際的スポーツ交流事業の推進

- ・全国的なスポーツイベントの創設については、全国競技別交流大会において、平成 15 年(2003)度から女子団員拡大策の一環としてバレーボールの交流大会を新たに開始した。また、軟式野球交流大会については、平成 18 年(2006)度から読売新聞社の協力を得て、北海道での固定開催とし、大会内容や広報活動の充実を図ることができた。
- ・スポーツ少年団を核とした青少年の全国的な総合スポーツイベントおよび青少年教育関係団体との交流事業の創設について検討を行ったが、実施には至っていない。
- ・新たな国際交流事業の開発については、広く青少年を対象とした「日韓青少年スポーツ交流事業」の拡充が図られた。また、スポーツ少年団としての日韓スポーツ少年団交流事業の実施に向けた検討が行われたが、韓国にスポーツ少年団組織が確立されていないため、実施には至らなかった。

○登録制度の改革

- ・ジュニアスポーツクラブとしての登録制度創設に向けた具体的な取り組みは行うことができなかった。
- ・ジュニアスポーツクラブとしての基盤整備の一環として、ガイドライン「『21 世紀にはばたくために』～スポーツ少年団のさらなる発展と地域スポーツクラブづくり～」を作成・配付し、登録制度の改革に向けた導入段階として各都道府県への啓発を行った。

○地域におけるジュニア競技者の育成

- ・スポーツ少年団としての都道府県におけるジュニアを対象とした強化事業の推進は行うことができなかった。

3) 今後の課題

○スポーツ少年団組織の拡充

- ・スポーツ少年団の登録状況については、団数および指導者数は概ね増加傾向となっているものの、団員数は減少傾向となっている。したがって、団員の確保、とりわけ女子団員および中・高校生年代の加入促進について、都道府県および市区町村スポーツ少年団との連携を密にして取り組んでいく必要がある。
- ・スポーツ少年団組織の基盤の充実を図るため、各中央競技団体や地域スポーツクラブ

との連携・協力などについて、さらに検討を進めていく必要がある。

○日常的な活動内容の充実

- ・現在実施している「スポーツ選手ふれあい指導事業」の拡充を図るとともに、協賛企業等と連携して、子どもの年齢、多様なニーズや能力に応じたプログラムの開発について、検討を行う必要がある。

○全国的・国際的スポーツ交流事業の推進

- ・現在の全国レベルの交流大会のあり方と併せ、新たな全国的な総合スポーツイベントについて再検討する必要がある。
- ・国際的スポーツ交流事業については、現行の交流事業の更なる充実を目指すとともに、新規事業の構築について、本会の国際交流事業との連携を図りながら検討していく必要がある。

○登録制度等の改革

- ・ジュニアスポーツクラブとしての登録制度の創設に向けて、引き続き検討を行う必要がある。
- ・本会の「公認スポーツ指導者制度」の改定に伴う、スポーツ少年団指導者の位置付けと役割について検討・整理していく必要がある。
- ・団員の加入促進と活動の活性化を図る上で直接的に携わるリーダー(中・高校生)の役割を一層明確にするとともに、資質の向上と量的な拡大に取り組む必要がある。

○地域におけるジュニア競技者の育成

- ・ジュニア競技者の育成については、スポーツ少年団の育成事業の趣旨・目的と必ずしも一致する内容とは言えないことから、今後、本会として JOC のジュニア競技者の育成方針を踏まえつつ、国体に参加するジュニア競技者等を中心に、中央競技団体および都道府県体育協会等との連携を図りつつ、地域におけるジュニア競技者の育成について検討していく必要がある。

(5) スポーツ医・科学研究の推進

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○スポーツ医・科学サポートの充実

- ・国体選手およびジュニア育成に関する各種研究事業の充実
- ・広域スポーツセンターおよび地域スポーツクラブに対するサポート活動の推進
- ・中・高年齢層のスポーツ活動参加に関する研究の推進
- ・多様な国民のスポーツ活動をサポートする諸研究の推進

○スポーツ指導者に関する研究事業の充実

- ・スポーツ指導者養成に必要なスポーツ医・科学の知識・技能を提供するための研究事業の実施

○国立スポーツ科学センター(以下「JISS」という。)との連携・協力の推進

2) 達成状況と評価

○スポーツ医・科学サポートの充実

・国体選手に関する研究事業の充実

平成 15 年(2003)度からの国体でのドーピング検査導入の決定を受け、平成 14 年(2002)度より、ドーピング防止活動の推進に関連した教育・啓発事業として、都道府県体育協会と連携して実施している。平成 19 年(2007)、第 62 回国体までに、陽性反応の選手は出現していない状況となっている。

・ジュニア育成に関する各種研究事業の充実

平成 13 年(2001)度から 5 年間では、「ジュニア期の効果的スポーツ指導法の確立に関する研究」、「幼少年期に身につけておくべき基本運動(基礎的動き)に関する研究」、「日本の子どもにおける身体活動・運動の行動目標設定と効果の検証」、「小学生を対象としたスポーツ食育プログラムの開発に関する調査研究」を実施している。これらの各種研究の内容をとりまとめ報告書を発行し、加盟団体やスポーツドクターを中心に広く公開している。

・中・高年齢層のスポーツ活動参加に関する研究の推進では、「中高年者の運動プログラムに関する総合的研究」を実施し、その研究の内容をとりまとめ報告書を発行し、加盟団体やスポーツドクターを中心に広く公表するとともに、スポーツ指導者研修事業に活用した。

・多様な国民のスポーツ活動をサポートする諸研究では、「身体活動・運動アドヒアランス強化に関する総合的研究」を実施し、その研究の内容をとりまとめ報告書を発行し、加盟団体やスポーツドクターを中心に広く公表するとともに、スポーツ指導者研修事業に活用した。

・広域スポーツセンターおよび地域スポーツクラブに対するサポート活動については、具体的な事業として取り組むまでに至らなかった。

○スポーツ指導者に関する研究事業の充実

・平成 14 年(2002)度から 16 年(2004)度に実施した公認スポーツ指導者に対する「中高年のスポーツプログラムに関する研修会」では、「身体活動・運動アドヒアランス強化に関する総合的研究」および「中高年者の運動プログラムに関する総合的研究」の成果を研修内容に反映させ、スポーツ医・科学面の最新の情報を提供し、研修会の充実に寄与した。

○国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進

・昭和 39 年(1964)東京オリンピック以来、元日本代表選手を 4 年ごとに追跡調査しているプロジェクト研究「一流競技者の健康、体力追跡調査 ～東京オリンピック記念体力測定～」について、平成 16 年(2004)度、17 年(2005)度の 2 年間、JISS との共同研究の形態で実施し、元一流選手の体力の推移を中心とした研究内容を取りまとめ報告書を発行し、加盟団体やスポーツドクターを中心に広く公表している。

3) 今後の課題

○スポーツ医・科学サポートの充実

- ・「スポーツ振興 2001」の基本方針に基づきプロジェクト研究事業を推進し、一定の成果を得ることができたが、今後、本会加盟団体と連携した医・科学サポートの一層の推進により、加盟団体のスポーツ医・科学体制の充実を促していくことが必要である。
- ・スポーツ医・科学研究の情報発信は、研究成果を研究報告書にまとめ、必要に応じ一般向けに解説したガイドブックを作成しているが、事業ごとの実施内容の公開と併せて、本会全体での研究成果の共有化を図っていくことが必要である。

○スポーツ指導者に関する研究事業の充実

- ・スポーツ指導者の資質向上のために必要なスポーツ医・科学研究および医・科学サポートを展開し、スポーツ指導者に対してその成果を還元していく必要がある。

○国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進

- ・本会と JISS の役割と事業区分を明確にした上で、国民スポーツ振興という観点から、連携のあり方について再構築していく必要がある。

(6) 国際スポーツ交流の推進

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○国際交流事業の充実

- ・幅広い世代にわたる近隣諸国（韓国・中国）とのスポーツ交流の促進
- ・オリンピック開催国等との国際交流の推進

○国際スポーツ組織との連携強化

- ・国際スポーツ組織と協力して、アジア諸国を中心とした諸外国に対する支援の拡充

2) 達成状況と評価

○国際交流事業の充実

- ・幅広い世代にわたる近隣諸国（韓国・中国）とのスポーツ交流の促進

<日・韓・中ジュニア交流競技会の充実>

日韓中 3 カ国持回り方式で開催される当競技会は、当初 9 競技でスタートした。その後、平成 11 年(1999)の第 7 回からバレーボール競技、平成 14 年(2002)の第 10 回からウエイトリフティング競技を追加、現在 11 競技に各国選手団 239 名規模で実施し、ジュニア競技者の競技力の向上に貢献した。

(資料編 68 ページ<資料 1 2>参照)

<日韓スポーツ交流事業の充実>

青少年交流については、平成 14 年(2002)度より夏季交流事業の人員を倍増するとともに、新たに冬季交流事業を開始した。

成人交流については、当初 8 競技でスタートしたが、平成 18 年(2006)度から 10

競技 175 名規模に拡充した。

このように、日韓両国の友好親善をより一層深める観点から、交流事業の充実・発展に向けた努力がなされてきた。 **(資料編 69 ページ<資料 1 3>参照)**

<日中スポーツ交流事業の充実>

これまで、スポーツ指導者、スポーツ少年団、スポーツ医・科学等の各事業で交流事業を実施し、日中友好親善に寄与してきた。平成 19 年(2007)は、日中国交正常化 35 周年を迎え「日中文化・スポーツ交流年」と位置づけられた。このことを記念して、新たに成人交流を 4 競技 62 名規模で実施した。さらに交流事業を地域レベルに拡充するため、都道府県体育協会と協力して地域交流事業についても実施した。

(資料編 70 ページ<資料 1 4>参照)

・オリンピック開催国等との国際交流の推進

メキシコとのスポーツ交流を目指し、平成 13 年(2001)度から 15 年(2003)度に協議を行ったが、両国間の調整を図ることができなかった。

○国際スポーツ組織との連携強化

・国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会(TAFISA)への対応

当協議会には、国内の生涯スポーツ推進団体の協力を得て、TAFISA ジャパンとして加盟し、TAFISA ジャパン事務局として情報の収集・発信および TAFISA 主催のコンGRESSや伝統スポーツ祭への派遣などを実施した。

・アジア・太平洋・オセアニアスポーツ協議会(APOSA)への対応

当協議会には、本会単独で加盟している。加盟当初は、本会が APOSA 加盟国対象のセミナーや総会を開催するなど、諸事業への対応をしてきたが、本会の財政状況により、現在は、ほとんど対応ができていない状態となっている。

・アジア諸国を中心とした諸外国に対する支援の拡充

政府開発援助 (ODA) として「アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業」を実施し、総合型地域スポーツクラブの活動など、日本の最新スポーツ振興策を紹介し、参加者から好評を得た。しかし、国の補助金の削減により、参加者の規模が縮小されてきている。

3) 今後の課題

○国際交流事業の充実

- ・国民スポーツの振興と近隣諸国との友好親善を一層推進する観点から、日韓および日中スポーツ交流事業の拡充について検討する必要がある。
- ・日韓中の 3 カ国によるジュニア交流競技会と同様に、成人交流における日・韓・中交流競技会の実現の可能性について検討していくことも必要である。

○国際スポーツ組織との連携強化

- ・TAFISA ジャパンの一員として TAFISA を中心とした国際組織との連携を図り、諸外国のスポーツ振興に関する情報の提供および収集の方法等について、検討する必要がある。

ある。

- ・「アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業」の充実を図るとともに、当該事業を中心に、アジア諸国との連携を深めるための方策について検討する必要がある。

(7) スポーツ情報システムの整備・拡充

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

- ネットワークを活かした、積極的なメディアの利・活用や広報活動の展開
 - ・加盟団体とのオンライン化の促進
 - ・関係機関・団体との情報ネットワークの拡充
 - ・ネットワークを活用した広報活動の展開
- 国民へのスポーツ医・科学情報の提供促進
- 本会公式ホームページの充実と積極的な活用（広く国民への広報活動の促進）

2) 達成状況と評価

- ネットワークを活かした、積極的なメディアの利・活用や広報活動の展開
 - ・加盟団体とのオンライン化の促進

加盟団体とのオンライン化の促進については、平成 13 年(2001)度の 86%から平成 19 年(2007) 10 月現在で 77.4%(82/106 団体)となり約 9 ポイント低下している。この要因は中央競技団体が独自のシステムを構築したことによるものである。

しかし、平成 19 年(2007)度に全都道府県体育協会とのオンライン化が図られたところであり、今後各種システムを活用した業務の効率化などが期待される。
 - ・関係機関・団体との情報ネットワークの拡充

情報ネットワークの拡充については、平成 13 年(2001)度以降、加盟団体の理解と協力を得て、「公認スポーツ指導者の登録管理」、「公認スポーツ指導者の受講管理」、「スポーツ少年団登録」、「国体参加申込み」「オンライン講習（クラブマネージャー養成）」の 5 システムを構築し、業務の効率化を促進した。
 - ・ネットワークを活用した広報活動の展開

本会と加盟団体が連携して、都道府県の国体参加選手団の PR コメントおよび都道府県体育協会加盟の郡市区町村体育協会並びに中央競技団体の競技規則等の入手方法などについて検索できるページを、本会公式ホームページ上に掲載し、広く国民に広報できるように努めてきた。
- 国民へのスポーツ医・科学情報の提供促進

本会公式ホームページ上に、「フィットネス評価」システム、「運動適性テスト」の評価・測定システムなどの構築を行い、国民の誰もが自己の体力等への認識を高めることができるようにした。また、「スポーツ活動中の熱中症予防」については、予防原則と具体的なガイドラインを掲載し、広く国民から多くのアクセスを得た。
- 本会公式ホームページの充実と積極的な活用（広く国民への広報活動の促進）

本会では、平成 15 年(2003)の全面リニューアルによる情報検索の改善を図り、スポーツ医・科学や総合型地域スポーツクラブ等に関する情報を掲載するとともに、タイムリーな掲載内容の更新に取り組んだ。

平成 19 年(2007)度上半期では、アクセス数は月間平均約 60 万件に達し、本会が公式ホームページを開設した平成 11 年(1999)度に比して約 3 倍の状況となった。

3) 今後の課題

○ネットワークを活かした、積極的なメディアの利・活用や広報活動の展開

加盟団体とのオンライン化については、一定の促進は図られたが、業務をより一層効果的・効率的に推進していくため、その活用の内容・方法等について、さらに検討していく必要がある。

○本会公式ホームページの充実と積極的な活用（広く国民への広報活動の促進）

子どもから高齢者までの幅広い国民のスポーツへの取り組みを促進するとともに、健康・体力づくりなどの活用に供することができるよう、さらにホームページの内容を充実するための検討を行う必要がある。

4) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策以外に対応した事項

○取り組み状況

・情報システムのセキュリティの確保

平成 18 年(2006)、情報システムのセキュリティの確保と経費削減を図るため、「情報システム調達規程」を制定した。

・個人情報保護の対応

平成 17 年(2005)に施行された個人情報保護法に対応するため、個人情報保護方針および関連する規程等を制定し、加盟団体への周知・徹底を図った。

○今後の課題

・情報システムのセキュリティの確保

「情報システム調達規程」に基づき、インターネット上の不正なアクセスやコンピュータウイルス等に対処するため、より一層セキュリティ保護への対応策について検討を行う必要がある。

・個人情報保護の対応

情報システム等により収集した個人情報の取り扱いに関する適切な対応策について、一層の検討を行う必要がある。

(8) 広報・社会貢献活動の推進

1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○広報事業の拡充

・情報誌、パンフレット等広報活動の一層の充実

- ・メディアの利用やインターネット活用のための諸事業の促進
- 社会問題へのスポーツ貢献キャンペーンの実施
 - ・スポーツの多様な価値と役割を広く社会にアピールしていくための各種キャンペーン事業の推進

2) 達成状況と評価

- 広報事業の拡充
 - ・情報誌、パンフレット等広報活動の一層の充実
 - 公認スポーツ指導者 PR パンフレット、スポーツ少年団ガイドブック、熱中症予防のためのガイドブック・ビデオなどの各種資料について、内容の更新等を図りつつ作成・配付し、普及・啓発活動に努めた。
 - ・メディアの利用やインターネット活用のための諸事業の促進
 - 平成 15 年(2003)、本会公式ホームページの全面リニューアルに伴い、情報検索の改善を図り、スポーツドクターの検索ページを構築するとともに、総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン等を配信し、事業推進のための諸情報の提供を行った。
 - 平成 15 年(2003)度から、E メールを利用して、本会加盟団体を中心とした関係諸機関に対し、本会評議員会・理事会・国体委員会の概要などの各種最新情報を「JASA フラッシュ」として年間十数回配信し、本会の情報提供に努めた。
- 社会問題へのスポーツ貢献キャンペーンの実施
 - ・社会問題へのスポーツ貢献キャンペーン活動については、会議等で「スポーツと環境」の問題に関して取り上げ、関係者への啓発を図ったものの、他のキャンペーン活動については、取り組むことができなかった。

3) 今後の課題

- 広報事業の拡充
 - 本会の役割および推進する事業について、広く国民にアピールするための方策を、さらに検討し、IT の進展状況と本会の財政状況等を見極めつつ、公式ホームページの充実と活用を図り、より積極的な広報活動の展開についての検討が必要である。
- 社会問題へのスポーツ貢献キャンペーンの実施
 - スポーツの多様な価値と役割を広く社会にアピールしていくため、「スポーツと環境」に関する問題をテーマとするキャンペーンを一層充実させるとともに、他のキャンペーン事業の推進策についても、検討していく必要がある。

(9) スポーツ施設の運営支援

1) 「スポーツ振興 2001」における方策

- スポーツ施設の活用促進
 - 本会関連スポーツセンター等の総合型地域スポーツクラブの拠点施設あるいは広域

スポーツセンターとしての活用促進

○広域スポーツセンター等の運営支援

- ・ 本会公認スポーツ指導者の配置促進
- ・ ソフト事業の企画・推進等への支援

○公共スポーツ施設等の管理受託

- ・ 都道府県体育協会が管理受託できるよう関係機関への働きかけ

2) 達成状況と評価

○スポーツ施設の活用促進

- ・ 本会が所有した全国 5 ヶ所の青少年スポーツセンターは、平成 6 年(1994)から 12 年(2000)に各市町村等に移管され、その後のセンター運営は、それぞれ新たな所有者に委ねられており、本会として総合型地域スポーツクラブの拠点施設や広域スポーツセンターとしての活用促進等に、取り組むことはできなかった。

○広域スポーツセンター等の運営支援

- ・ 広域スポーツセンター等の運営支援については、本会が養成した公認スポーツ指導者の配置促進およびソフト事業の企画・推進等に関して、具体的な事業としての取り組みを行うことができなかった。

○公共スポーツ施設等の管理受託

- ・ 都道府県体育協会による公共スポーツ施設や広域スポーツセンターの管理受託については、各都道府県の実情を踏まえた対応が必要であり、本会が管理受託推進事業等の具体的方策を策定するまでに至らなかった。

3) 今後の課題

○スポーツ施設の活用促進と運営支援

- ・ スポーツ施設の活用については、本会が育成する総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などが、有効に活用できる方策について検討する必要がある。
- ・ 各種スポーツ施設の運営を支援するため、本会の公認スポーツ指導者の配置促進について検討する必要がある。

3. スポーツ振興財源の確保

(1) 「スポーツ振興 2001」に提起された方策

○収益事業の拡充

- ・ 自己財源を確保するため、新たな多角的収益事業等の展開の検討

○スポンサーの獲得

- ・ スポンサー企業の確保を促進するための新たな国民スポーツ推進キャンペーン事業の構築

○寄付金・補助金等の獲得

- ・国および公営競技団体等の補助金等の確保
- スポーツ振興くじの収益金の確保
 - ・平成 14 年(2002)度から開始される「スポーツ振興くじ」助成への要望

(2) 達成状況と評価

○収益事業の拡充

- ・自己財源を確保するための新たな多角的収益事業等の展開については、平成 13 年(2001)度よりオフィシャルパートナーの 1 社と連携して、都道府県体育協会の財源確保を支援する事業(自動販売機設置の斡旋)を実施した。その後、当事業を日本スポーツマスターズ開催県、国体開催県等の財源確保のための事業として拡充し展開している。この事業の展開により、都道府県等におけるスポーツ振興財源の確保が図られたと言える。

○スポンサーの獲得

- ・新たな国民スポーツ推進キャンペーン事業を推進するため、国民スポーツ推進キャンペーン第Ⅴ期(平成 16 年(2004)～18 年(2006)度)に、「オフィシャルスポンサー」の名称を「オフィシャルパートナー(A, B)」に改め、新たなカテゴリーとして「サポーティングカンパニー(A, B)」を追加し、協賛カテゴリー、協賛内容の大幅な改革を行った。
- ・第Ⅴ期の平成 18 年(2006)度から、前年 4 社であったオフィシャルパートナー A が 6 社、サポーティングカンパニー B が 4 社となり、新たな企業の協賛を得ることができた。
- ・さらに、平成 19 年(2007)3 月には、「今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の推進方策」を策定し、協賛事業推進の方向性を示した。

○補助金・寄付金等の獲得

国、公営競技団体、日本馬主協会連合会および日本スポーツ振興センター等に対しては補助金・助成金等の増額、また、民間企業等に対しては特定公益増進法人の有効活用による寄付金の増額および新規獲得の働きかけを積極的に行ってきた。

補助金・助成金等(決算額)については、平成 13 年(2001)度の 10 億円台から、平成 18 年(2006)度には 17 億円台までに増額した。また、寄付金についても 7 億円台から 12 億円台への増額が見られた。

○スポーツ振興くじの収益金の確保

- ・「スポーツ振興くじ」助成がスタートした平成 14 年(2002)度には、本会への助成金総額は 3 億円台であったが、その後、「スポーツ振興くじ」の売り上げ低迷による助成金削減が続き、本会では対象事業を廃止するなど事業規模の大幅な縮小をすることとなった。さらに平成 19 年(2007)度には、本会からの助成金の要望を行う対象事業がない状況となった。

(3) 今後の課題

○収益事業の拡充

- ・収益事業については、一定の成果が見られたものの、今後とも多角的収益事業等を推進し、自己財源を確保していくためには、本会与協賛企業がより一層連携した諸事業を推進できるよう検討していく必要がある。

○スポンサーの確保

- ・スポンサーの確保については、一定の成果が見られたものの、今後、一層の協賛企業の拡大を図っていくためには、「今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の推進方策」に示されている方向性を踏まえつつ、戦略的に取り組む必要がある。

○補助金・寄付金等の確保

- ・補助金・寄付金等の確保については、年次増加傾向にあるものの、今後とも本会が推進する国民スポーツ振興の諸事業を安定的に実施するための基盤となる財源として、一層の確保に努めていく必要がある。

○スポーツ振興くじの収益金の確保

- ・「スポーツ振興くじ」の売り上げが促進されるよう、国民スポーツの統一組織としての本会が、加盟団体等に対し、啓発していく必要がある。
- ・「スポーツ振興くじ」助成金の状況を把握しつつ、本会および加盟団体等の諸事業の推進を図るため、的確な要望を行っていく必要がある。

Ⅲ. 今後の国民スポーツ振興方策

今後の国民スポーツ振興方策の推進にあたっては、「21世紀の国民スポーツ振興の目指す方向」を踏まえるとともに、「スポーツ振興 2001」で示された各方策の達成状況の評価と課題、さらには、国内・外の社会状況やスポーツ界の動向を念頭において、国民の一人ひとりが豊かで活力のある「生活／暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現に向けた具体的な事業を企画・立案し展開していく必要がある。

そのためには、本会および加盟団体の組織の充実・強化を促進するとともに、次のような振興方策を重点に推進していく必要がある。

(資料編 71、72 ページ<資料 15、16>参照)

1. 日本体育協会組織の充実・強化

今後、ますます多様化、高度化する国民のスポーツニーズに対応して「生涯スポーツ社会」の実現を図っていくためには、本会と加盟団体との間で、今後の国民スポーツ振興の基本理念を共有し、振興方策の基本的方向について相互理解を図る必要がある。

その上で、各種事業の推進に必要な機動力の整備や事業成果の把握・確認が適切にできる体制の整備など、本会および加盟団体並びに市町村体育協会組織の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

また、社会環境の変化、とりわけスポーツを取り巻く国内・外の環境の変化に適切に対応できる環境適応力を向上させるためにも、柔軟で弾力的な組織体制の整備が不可欠である。そのためには、次のような事業の推進が必要となる。

(1) 本会組織の拡充

本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の本会への加盟を一層促進する。

また、生涯スポーツの振興に向けた主体的で円滑な組織運営体制を整備する観点から、ニュースポーツ団体等の加盟を促進するため、新たな加盟領域の創設について検討する。

さらに、「生涯スポーツ社会」の実現に向けた中核的事業として推進している地域スポーツクラブのネットワーク化を図る観点から、登録制度の創設を具体的に検討する必要がある。

(2) 加盟団体の基盤整備の促進

中央競技団体、都道府県体育協会などの本会加盟団体に対し、事業促進の財源を確保する観点から、地域スポーツクラブの育成などをはじめとする各種スポーツ振興事業に対する助成事業および協賛企業の拡充を図る。

また、円滑な組織運営体制を整備する観点から、職員の人事交流や研修制度を充実することによって、有能な人材確保による組織基盤整備の充実を図る。

(3) 市町村体育協会組織の整備

今後の国民スポーツの振興、とりわけ地域スポーツクラブの育成をはじめとする生涯ス

スポーツの振興は、市町村体育協会の果たす役割が大きい。本会は、都道府県体育協会と連携し、市町村体育協会の組織の整備状況等に関する実態を把握し、今後、地域住民のスポーツニーズに対応した各種事業を主体的に推進できるよう、法人格の取得や財源確保策など、組織基盤の整備充実のための支援方策を講じる。

(4) 民間スポーツ関係団体との連携の促進

本会をはじめとする民間スポーツ関係団体が、国民スポーツ振興の実質的な担い手であるという認識と自覚を持ち、行政との連携を図りつつ、中央にあっては本会が、地方にあっては都道府県体育協会が、それぞれの中心的なコーディネート役として、各民間スポーツ関係団体との連携・協力の実態を把握し、効果的な事業の推進を図る。

また、小学校体育連盟、(財)日本中学校体育連盟および(財)全国高等学校体育連盟と連携し、それぞれが実施する諸事業に対して協力・支援を行う。

(5) 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備

現代社会におけるさまざまな諸問題は、倫理、社会規範および法令等を無視した行動や対応などが大きな原因とされており、法令等の遵守は社会的な課題となっている。

本会および加盟団体は、その社会的な使命や意義を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り活動していくため、今後とも、倫理、社会規範および法令等の遵守に関する意識を啓発する活動を行い、常に必要な規程等の整備、充実を図る。

また、個人情報の保護に関しては、本会の多様な活動の中で収集される参加者、登録者、役職員等の個人情報について、ITの進展に留意しながら、社会一般における関連法令の運用状況を適切に把握して対応する。

(6) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革は、平成18年(2006)6月に公布された公益法人制度改革3法に基づいて、民間非営利部門の活動の健全な発展の促進と現行制度に対する様々な問題点に対応するために実施されるものである。

当制度改革では、平成20年(2008)12月から25年(2013)11月までの間に新法人への移行が求められている。

本会は加盟団体に対して、制度改革の内容について十分な理解を促すとともに、文部科学省および内閣府をはじめとする関係機関等との連携を図り、新制度への移行が円滑に行われるよう対応する。

(7) スポーツ振興法の改正に伴う対応

現在、自由民主党のスポーツ立国調査会およびスポーツ議員連盟で研究・協議されているスポーツ振興法の改正の動向に対応して、本会の名称等の見直しについて検討・調整する必要がある。

2. 国民スポーツ振興事業の推進

今後の国民スポーツの振興を推進するにあたっては、スポーツ振興の意義と役割について示している「文化としてのスポーツの振興」、「スポーツ振興の社会的意義と役割」を踏まえるとともに、「生涯スポーツ社会」のイメージ像（4 ページ参照）を念頭において、障害者を含む国民各層のスポーツニーズに対応した各種の事業を展開していく必要がある。

なお、内閣府の「体力・スポーツに関する世論調査＜平成 18 年(2006) 8 月＞」によると、成人(20 歳以上)の週 1 回以上のスポーツ実施率は 44.4%となっており、目標とする 50%以上の実施率に近づいてきている。しかし、スポーツクラブや同好会に加入している者は約 15%にとどまり、目標とする加入率、概ね 30%の半分程度の加入状況となっている。

したがって、「スポーツ振興 2008」を推進していくにあたっては、これらの国民スポーツ振興をめぐる諸課題に対応するとともに、国民一人ひとりの多様なニーズに配慮した事業の企画・立案や展開が必要である。

(1) 国民体育大会の改善・充実

これまで国体は、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会として実施してきた。さらに、国体の各競技会は、国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力の向上の一翼を担ってきている。

本会では、国体の再構築を推進していくために、「国体改革 2003」が示した「新しい国民体育大会の方向性」の基本方針に基づくとともに、「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」および「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」を踏まえ、共催者である文部科学省および開催都道府県などの関係機関・団体等と十分な連携を図りつつ、次のような点を中心とした改善・充実を図っていく必要がある。

○大会名の検討

関係機関・団体等と十分協議を重ね、時代にふさわしい名称について検討していく。とりわけ、スポーツ振興法の改正の動向に留意して対応することが重要である。

○大会規模の適正化

「国体改革 2003」で示されている「大会規模の適正化」を考慮しつつ、各競技の特性を踏まえるとともに、競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の規模について、改めて見直しを行う。

また、チーム競技および団体競技の各種別出場数については、会期と種目特性を考慮し、適正な出場数について調整する。

○実施競技の見直し

国体の実施競技については、国内の普及状況、国際的な位置づけなどを十分踏まえて、実施競技の分類、正式競技の実施形態、競技の新規採用などについて、具体的に基準を定め、平成 25 年(2013)、第 68 回大会から、新たな取り組みができるよう諸準備を進める。

○新たな種別等の採用

国際的なスポーツ界の動向に対応した競技者を育成する観点から、国内での普及状況などを考慮しつつ、ジュニア競技者の育成を促進するため、少年種別の一層の充実を図るとともに、女子種別等の採用を推進する。

○大会の開催期間

本大会開催期間について、現行の11日間から9日間とし、開会式を土曜日、閉会式を日曜日に実施することについて検討を加える。また、一部競技の実施時期を施設の状況等に合わせて、会期前に実施するなど柔軟に対応する。

○競技施設の整備

国体開催後の利用も視野に入れた競技施設の整備という観点から、地域住民のイベント観戦や日常的なスポーツ活動(スポーツクラブ等)を念頭に置き、ガイドライン等を策定することについて検討する。

また、開催都道府県において当該競技会を行うための十分な施設・設備等の確保が困難な場合は、隣接する都道府県または本会が定めるブロック(地域区分)の範囲内において、複数の都道府県での施設を使用して開催できることとする。

○国体開催地の財政負担の軽減(マーケティング活動の推進)

国体開催地に交付する「大会開催費補助金」の増額について、関係機関へ要請していく。

また、企業協賛制度等の導入を図り、国体開催地の財政負担を軽減するためのマーケティング活動を推進する。

○広報活動の展開

トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みるスポーツ」の対象として、国体のブランド的な価値を高揚するために、広報活動の一層の充実および新しいメディアの開発を図るとともに、競技日程の編成や競技運営、観戦ツアー、炬火リレーの実施等PR活動などについて検討する。

○スポーツボランティアの育成

「支えるスポーツ」振興の観点から、国体におけるスポーツボランティアの大会運営をはじめとする各種のサポート活動を、国体開催時の一過性のもものとして終わらせることなく、都道府県体育協会等と連携し、スポーツボランティアとしての組織化を図るとともに、各種スポーツイベント等への活用を促進するための基盤を整備する。

○冬季大会のあり方について

「冬季大会プロジェクト」の検討結果を踏まえ、わが国における冬季スポーツの振興の観点から、冬季大会を継続的に開催することを前提として、大会開催のあり方、財源確保の方法や開催地の決定システムなどについて、関係機関・団体と積極的に協議する。

(2) 生涯スポーツ推進事業の充実

国民の豊かで充実したスポーツライフスタイルの構築とともに、「スポーツを核としたまちづくり」を目指したスポーツの振興を図るためには、国民の多様化、高度化したスポーツニーズに対応し、日常的な生活の中で「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」など、スポーツへの多様なかかわりが可能となる環境の醸成が必要となる。

そのためには、本会および加盟団体並びに市町村体育協会の役割を明確にしつつ、生活圏域における日常的なスポーツ活動の拠点となるスポーツクラブを育成・整備していくとともに、日常的なスポーツ活動を一層活性化するため、日頃の成果を試したり交流を促進するためのスポーツイベント等の企画・実施、さらには、国際的・全国的なイベントの誘致・開催など、次のような事業を推進していく必要がある。

1) 地域スポーツクラブの育成・支援

国民の一人ひとりが自己の能力や興味・関心、スポーツライフスタイルなどに応じて主体的にスポーツを実施していくためには、多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となる地域に密着したスポーツクラブを育成していく必要がある。

そのためには、これまでの地域スポーツクラブ育成の成果と課題を踏まえ、本会は引き続き、国の総合型地域スポーツクラブ育成方策を勘案し、都道府県体育協会と連携し市町村体育協会を支援しつつ、次のような施策を推進する。

- ・障害者を含む地域住民の日常的・継続的なスポーツ活動の受皿としての基盤整備を図るため、単一種目等のスポーツクラブの育成や既存のスポーツクラブの連合化などの促進を図るとともに、スポーツ少年団を核とするなど、多様な形態による「総合型地域スポーツクラブ」の創設に取り組む。
- ・都道府県において格差が見られる総合型地域スポーツクラブの設立・運営等について、適切な指導・助言の行えるクラブ育成アドバイザーの資質の向上を図るとともに、配置を促進する。
- ・設立したクラブの安定的な活動や発展を目的とした活動支援について関係機関・団体に要望する。
- ・適切なクラブ経営を図るため、マネジメント能力を有するクラブマネージャー等の配置を推進する。
- ・設立したクラブ間のネットワークの構築とともに、情報交換や研修・交流の機会を設けるため、都道府県における総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の設立を促進するとともに、その代表者による全国協議会（仮称）の組織化を検討する。
- ・上記と関連して、総合型地域スポーツクラブ登録制度の創設について検討する。
- ・地域スポーツクラブと学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携の促進を図るとともに、競技志向者から健康・体力づくり志向者までの多様なニーズを包含できる組織の連携体制の整備を図る。

2) 新たな全国的総合スポーツイベントの創設

○日本スポーツマスターズの充実

平成13年(2001)より、競技志向の高いシニア世代(原則として35歳以上)層を対象とした総合スポーツ大会「日本スポーツマスターズ」を、開催する都道府県および都道府県体育協会との共催により実施している。

この大会は、参加者が互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯スポーツのより一層の普及・振興を図るとともに、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与しようとするものである。

今後、より多くのシニア世代が目標とする大会として拡充を図るため、大会規模や冬季競技等を含む実施競技および財源確保等について検討や見直しを行い、参加者、開催地および協賛企業にとって、より魅力ある大会として構築し、一層の定着化を図る。

○新たな全国的総合スポーツイベントの創設

- ・ 現行の「日本スポーツマスターズ」の各競技に参加する者を超える年齢層を対象としたイベントの創設について検討する。
- ・ 育成された地域スポーツクラブの活動の活性化を促進し、定着と発展を図るため、全国のスポーツクラブ会員が一同に会し、競い、楽しみ、交流することができる場としての全国的なイベントの創設について検討する。
- ・ 国際化へ対応するとともに、現行の大会参加者の動機づけをさらに高めていくという観点から、成人を対象に、東アジアを中心とした「東アジアマスターズ大会(仮称)」の創設について検討する。

○都道府県レベルにおけるスポーツイベントの開催

各都道府県レベルにおいても、「生涯スポーツ社会」の実現を目指して、多様なニーズに対応したスポーツの振興を図る観点から、＜資料2＞「21世紀のスポーツ振興」(56ページ)を参考にしながら、各都道府県の実情に応じたスポーツイベント等の開催を検討する必要がある。

3) 「みるスポーツ」の振興事業の推進

スポーツを観戦したり、応援したりという「みるスポーツ」の振興は、「するスポーツ」とともにスポーツへの参加形態の一つとして、国民の生活の中に定着している。

特に、国際競技大会等におけるトップアスリートのプレーを見ることは、青少年にとって感動やあこがれが生まれ、「するスポーツ」への動機づけとなり、応援することで「支えるスポーツ」に対する関心も高まり、スポーツのすそ野を広げることにつながるものである。

本会としては、国体や日本スポーツマスターズ等において「みるスポーツ」振興の観点から事業内容を検討するとともに、トップアスリートによる派遣指導事業をはじめとする本会諸事業について広報・PR活動の検討を行う。

また、中央競技団体や都道府県体育協会に対し、各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致に関する指導助言を行う。

4) 「支えるスポーツ」(スポーツボランティア)の振興事業の推進

本会としては、「支えるスポーツ」振興の観点から、行政や加盟団体等と連携し、国体、日本スポーツマスターズ、全国スポ・レク祭等の全国的なスポーツイベントにおいて、スポーツボランティア(イベントボランティア)に対して、多方面にわたる参加の場を提供し継続的なボランティア活動につなげていくために、各都道府県単位での組織化や支援制度の推進を図る。

また、地域スポーツクラブやスポーツ団体において活躍するスポーツボランティア(クラブ・団体ボランティア)について、各種公認スポーツ指導者の資格取得を促進するとともに、有資格指導者の配置の促進方策について検討する。

さらに、より多くの国民がスポーツに親しみ、スポーツを一般国民のより身近な存在とするために、加盟競技団体と協力して、スポーツに関する教養認定事業<スポーツものしり博士(仮称)>などの実施について検討する。

例)「スポーツものしり博士1級(陸上競技)」(各競技ごとに設定)

5) 新たな顕彰事業の創設

平成18年(2006)に創設した「日本スポーツグランプリ」について、「生涯スポーツ社会」の実現の観点から、一層の充実を図るため、加盟団体の理解と協力を促進するとともに、広く国民に広報する。

また、「総合型地域スポーツクラブ」に関して、その定着・発展を促進するための顕彰事業の創設について検討する。

(3) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進

「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、国民の多様なニーズや能力に応じたスポーツ実践能力を高め、継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、国民の一人ひとりに対し、スポーツ文化を豊かに享受する能力を育成することのできる資質の高い指導者の存在が不可欠である。

平成17年(2005)度の「公認スポーツ指導者制度」の改定によって、資格の整理統合、カリキュラムの見直しなど、一定の成果を得ることができたが、今後、国際競技力の向上とともに、国民スポーツの振興に必要なスポーツ指導者の育成を図り、活用を促進するために、以下のような事業を推進する。

1) 養成システムの充実

- ・指導者養成事業を一層効率的・効果的に実施するため、現行のカリキュラムを精選し、集合講習会と自宅学習の充実に努め、時間数の削減を図るとともに、より実践的な講義形態を検討する。

- ・現行の体育大学等の免除適応制度を拡充するとともに、体育系大学や広域スポーツセンター等との連携を図り、全国の各地に指導者養成拠点(学校)を整備充実させるなど、受講者にとって受講しやすいシステムの構築に努める。
- ・諸外国の指導者資格を取得する者が増加している状況を踏まえ、国際的に活躍できるスポーツ指導者の養成を目指して、指導者資格制度の国際化の取り組みについても検討する。
- ・JOC が実施する「ナショナルコーチアカデミー」との連携を図るため、アカデミーの目指す指導者像や講習内容等を確認し、本会公認コーチ・上級コーチの養成事業の改善について検討する。
- ・競技実績や指導実績を有する者が、本会公認スポーツ指導者資格を取得するよう、中央競技団体との連携を図っていく。また、資格取得が一層促進されるよう、養成システムの拡充について検討する。

2) 新たな分野の指導者制度の創設

競技者を取り巻く環境は高度化と専門化が進み、スポーツ活動の場では必要なスタッフの専門化と分業化が進展している。また、国民のスポーツニーズは、一層多様化・高度化してきており、それに対応するための各種のスポーツ振興方策が新たに提起されてきている。

このような状況の中で、現行制度の資格以外の新たな分野の資格制度化に取り組む必要が生じてきている。具体的には、「スポーツ栄養の専門家」、「中高年齢者を対象に健康・運動指導を行う専門家」、「スポーツに関する法的問題に対応する専門家」などの新たな資格制度化について検討する。さらに、スポーツボランティアの活動の範囲と役割、資格のあり方等についても、併せて検討を行う。

3) 有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用

地域におけるスポーツ活動や競技団体が実施する競技会などにおいて、有資格指導者が自信と責任を持って指導活動にあたることができるよう、活動環境の整備(配置と活動の促進の事業化)を関係機関・団体等と連携して促進する。

- ・総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターにおいて、指導対象者に応じた適切な指導能力を有する有資格指導者が配置されるよう関係機関・団体等へ働きかけを行う。
- ・わが国最大・最高の総合スポーツ大会である国体における各競技の監督に関し、公認スポーツ指導者資格の義務付けを推進する。
- ・中央競技団体が主催する競技会の監督やチームスタッフ、国際大会への帯同スタッフなどに公認スポーツ指導者が積極的に登用されるよう、競技団体と連携して事業化の促進を図る。
- ・中央競技団体が策定した競技者育成プログラムについて、地域で活動する有資格指導者に効果的に浸透させ、一貫指導システムの関連活動やJOC、JISS、都道府県が推進

するタレント発掘事業に、有資格指導者を参画させ優先的に活用されるよう、有資格指導者と中央競技団体および都道府県体育協会との連携強化と活動促進を図る。

- ・学校運動部活動において、専門的な指導能力を有する指導者が不足している現状に対応するため、外部指導者として競技別の有資格指導者が優先的に活用されるよう関係機関へ働きかけを行う。

4) 公認スポーツ指導者制度の全国的普及啓発

本会「公認スポーツ指導者制度」は「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動には、指導対象に応じた適切な指導能力を有する有資格指導者が指導にあたるべきである」という理念に基づいている。しかし、必ずしもこの理念が広く一般に理解されているとは言えない状況である。

このため、公認スポーツ指導者の社会的認知度を高めるため、各地域における公認スポーツ指導者組織である都道府県スポーツ指導者協議会を通じ、制度の徹底やPR活動、指導活動現場の課題解決のために配置しているインフォメーション・オフィサーの活動をさらに促進し、制度の広報・普及を進める。

(4) 青少年スポーツの振興(スポーツ少年団と学校体育・運動部活動)

近年、わが国における青少年をめぐっては、体力の低下や続発する問題行動などの諸問題並びに学校教育の変革や国際化の進展など、急激な社会状況の変化に伴う対応が必要となってきた。文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の改定<平成18年(2006)>においても、新たな方策の柱として、「スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策」が取りあげられている。

これらの青少年をめぐる現状の諸問題に対応するとともに、21世紀をたくましく生きる青少年を育成していくためには、青少年のスポーツを振興し、心身の健全な発育・発達を促すとともに、自己責任やフェアプレーの精神、仲間との交流を通じたコミュニケーション能力や豊かな心と他人を思いやる心などを育成していく必要がある。

このような状況の中で、スポーツ少年団を中心とした青少年スポーツ活動の促進を図り、豊かなスポーツ享受能力を育成し、生涯スポーツへの芽を育てるとともに、たくましく、豊かに生きていく心と身体をもった青少年の健全育成への期待が、ますます増大してきている。

そのためには、幼・少年期から青年期(概ね18歳)までの年齢層を対象とし、スポーツ活動を中心とする多様な活動を体験させ、青少年の主体的なスポーツ活動を促すとともに、体力の向上を含めた心身の健全育成に貢献する組織であるというスポーツ少年団の対象範囲や活動の方向性についても、再認識する必要がある。

また、地域に密着したスポーツクラブ育成との関連を考慮して、継続した指導体制の中で、心身の健全な発達と豊かなスポーツライフスタイルの基盤を形成するジュニアスポーツクラブとしての充実を図るなど、次のような事業を推進する。

1) スポーツ少年団組織の将来的なビジョンの検討

平成19年(2007)3月に設置されたスポーツ少年団関係者や有識者で構成される「スポーツ少年団の将来像検討プロジェクト」において、これまでの実績評価と現状分析を踏まえ、団員の確保、とりわけ女性および中・高校生年代の加入促進の方策について検討する。

また、各中央競技団体および地域スポーツクラブとの連携・協力のあり方など、地域での存在意義や少年団の活動内容も含め、スポーツ少年団が社会的に認知され、発展的に拡充・存続していくための将来的なビジョンについて、引き続き検討を進め、スポーツ少年団の育成と活動に関する今後の方向性を提示する。

2) 日常的な活動内容の充実

地域に密着したジュニアスポーツクラブとしての育成を図るため、現行の「スポーツ選手ふれあい指導事業」の拡充を図る。さらに、地方の少年団組織との連携や協賛企業等の支援・協力を得て、団員の多様なニーズや能力および年齢層に対応し、運動遊びから競い合うスポーツ活動まで、レベルに応じたスポーツ体験が可能となる活動プログラムの開発や一貫した指導体制の整備を行い、日常の団活動の充実・活性化を促進する。

3) 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進

日常的な団活動の活性化と国内・外の青少年との交流を促進するため、現行の各事業の改善・充実を図る。

また、全国交流大会の充実策や新たな全国的な総合スポーツイベントの創設について検討する。さらに、新規の国際的スポーツ交流事業の実施について、地域での独自交流の実態調査や国際交流の事業効果を把握(調査)するとともに、本会の他の国際交流事業との連携を図りながら検討する。

4) 登録制度等諸制度の改革

ジュニアスポーツクラブとしての登録制度の創設に向けて取り組むとともに、スポーツ少年団指導者の位置付けと役割について、本会「公認スポーツ指導者制度」との関連を考慮し検討・整理を進める。

また、リーダー(中・高校生)についてもその位置付けと役割を一層明確にして、資質の向上と量的な拡充を図る。

5) スポーツ少年団指導者の資質向上

スポーツ少年団指導者には、団員の発育・発達の状況に応じて、団員が主体的に運動やスポーツに取り組み、楽しさや喜びを体感することができるとともに、スポーツ活動を通じて、自己責任やフェアプレーの精神、他者を思いやる心の育成などを行うことができる資質・能力が求められている。

このため、次のような事業を推進する必要がある。

○資格取得の促進

全国のスポーツ少年団指導者が、本会公認スポーツ指導者資格を取得するよう、都道府県スポーツ少年団に働きかけ、資格取得の促進を図る。また、現状の認定員の資格保有率は、平成19年(2007)度現在、54.5%の状況であるが、団員に対する指導活動を一層充実するため、80%程度への資格保有率の向上を目指す必要がある。このため、都道府県および市区町村スポーツ少年団において、認定員資格の取得が一層推進されるよう体制の拡充を図る。

○研修制度の充実

スポーツ少年団指導者としての資格取得後においても、スポーツ界や青少年をめぐる社会状況の変化に対応した適切な指導を行うため、本会、都道府県、市区町村レベルにおいて、定期的に研修を行うシステムの充実を図り、資質の向上を推進する。

6) 日本スポーツ少年団創設50周年記念事業の実施

日本スポーツ少年団は、平成24年(2012)に創設50周年を迎える。これまでの半世紀にわたる足跡を振り返るとともに、今後のスポーツ少年団の意義役割を再確認し、スポーツ少年団を広く社会にアピールするために、創設50周年記念事業を実施する。

なお、記念行事、記念誌の刊行等の具体的な事業内容については、準備委員会および実行委員会などを組織して検討を行う。

(5) スポーツ医・科学研究の推進

今後、21世紀の国民のスポーツ振興や健康・体力づくりを一層適切に推進していくためには、スポーツ医・科学の支援が不可欠である。したがって、スポーツ医・科学専門委員会から提言されている「日本体育協会におけるスポーツ医・科学のあり方」を参考にするとともに、関係する機関やJISS等との連携や役割を考慮し、本会のスポーツ医・科学研究の基本的なあり方や方向性を明確にする。その上で、国体をはじめとする本会のスポーツ振興諸事業の効果的な実施について、積極的にサポートしていく調査・研究等の事業展開を図り、これまで十分とは言えなかった研究成果の積極的な情報発信機能を果たしていくために、次のような事業を推進する。

1) スポーツ医・科学サポートの充実

国体においてドーピング検査が実施されていることから、今後とも、都道府県体育協会と連携して、「ドーピング防止教育・啓発事業」を推進する。また、生涯スポーツの振興と競技力向上の両面から、医・科学サポートを一層推進するため、JOCおよび加盟団体との緊密な連携を図った研究を進め、その成果を広く公開して共有化を促進する。

さらに、このような諸活動を通して加盟団体のスポーツ医・科学体制の充実について指導・助言する。

2) スポーツ指導者に関する研究事業の実施

スポーツ指導者の資質向上のため、本会自らスポーツ医・科学に関する事業の実践を通して最新の情報を提供するとともに、今後の指導者養成の実態に合わせたスポーツ医・科学面からの知識や技能を提供するための研究事業を展開する。

3) 国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進

JISS では国際競技力向上のためのスポーツ医・科学研究の促進、科学的トレーニング方法の研究、競技者の治療やリハビリテーションなどが総合的に実施されている。

このことを踏まえつつ、本会が取り組むスポーツ医・科学関連事業について、JISS との役割と事業区分を明確にした上で緊密な連携を構築する。

4) 研究成果の積極的な情報発信

スポーツ医・科学研究の成果の公表と普及については、「スポーツ医・科学白書(仮称)」の作成に取り組み、これまでのスポーツ医・科学研究を総括しながら、国民スポーツ振興に向けた研究のあり方、社会への還元方法等について検討する。

(6) 国際スポーツ交流の推進

国際化の進展に対応し、スポーツ文化の世界共有化の促進とグローバルな国民の育成にスポーツの分野から貢献し、国際親善に寄与していくためには、シニア層や青少年を含む市民レベルをはじめ、競技者およびスポーツ指導者等の国際交流を推進していく必要がある。

そのため、本会は、加盟団体の協力を得て、これまでの韓国および中国との青少年から成人層までの交流事業などを継続するとともに、次のような事業を推進する。

○幅広い世代にわたる、近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実

- ・ 現行の日韓および日中スポーツ交流事業の拡充について検討する。
- ・ 成人交流における日韓中の3カ国交流競技会や東アジア地域のシニア世代を対象としたマスターズ大会の創設について検討する。

○国際スポーツ組織との連携・協力

- ・ 国際スポーツ組織と協力しながら、諸外国のスポーツ関連情報の提供および収集方を検討する。
- ・ アジア地域のスポーツのさらなる発展のため、「アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業」の充実等を通して、アジア諸国との連携の強化を図る。

(7) スポーツ情報システムの整備・拡充

本会が国民スポーツ振興の中核的役割を果たすためには、組織の活性化を推進するとともに、本会および加盟団体の社会的認知度を高めていく必要がある。

今後のスポーツ情報システムは、暗号化等のセキュリティが確保された通信手段で接続

し、本会と加盟団体が情報を共有化して円滑な事務処理を行うシステムとして構築していくことが求められている。

本会および加盟団体では、本システムを一層有効活用して、中央・地方レベルの関係組織や他の関連機関・団体との情報ネットワークの拡充を図り、情報の収集と発信をより効果的・効率的に実施できる環境を整備・拡充するため、IT 情勢に精通した外部有識者のノウハウを積極的に活用するとともに、運営経費の削減を含む、本システムの簡素・効率化を念頭において、次のような事業を推進する。

○本システムにより収集した個人情報について適切な対応を実施するとともに、情報システムへの不正なアクセスやコンピュータウイルス等に対処するため、より一層セキュリティ保護への対応を図る。

○本会と加盟団体間の業務を効果的・効率的に推進していくため、現行の公認スポーツ指導者登録等の各種システムの充実を図るとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の登録システムの構築など、情報ネットワークのより一層の拡充と有効な活用の促進を図る。

(8) 広報・社会貢献活動の推進

本会の国民スポーツ振興の諸事業について、広く国民の間に周知して、理解と協力を得るとともに、スポーツの社会的な理解と地位の向上を図るため、従来からの広報活動を拡充する。また、関係諸機関（文部科学省、警察庁、厚生労働省などの行政機関）や団体（日本赤十字社やその他の NPO や NGO）との連携・協力のもと、我が国や国際社会が直面している社会問題に対するスポーツの貢献についての啓発活動を実施する。

1) 広報事業の拡充

本会組織や事業への幅広い支持・支援を獲得するためには、関係機関・団体のみならず、多くの国民に、本会の事業の成果に関して幅広く広報し、理解を求めるとともに、社会的認知度を高めていく必要がある。そのため、従来の公式ホームページをはじめ、情報誌、パンフレットなどによる広報活動を一層充実していくとともに、ブログなどインターネットに関連した新たなメディアの活用を促進する。

また、国体をはじめとする各種事業のプレスリリース、記者会見をより積極的に行うなど体協記者クラブとの連携を一層強化していくとともに、その他各種メディアとの連携を図る。さらに、加盟団体など関係諸機関の情報収集・分析を行い、当該情報の提供を推進する。

2) 社会問題へのスポーツ貢献活動

これまで環境問題については、スポーツの側面からどのような対応ができるのかなどについて検討してきた。しかし、今後ともスポーツの多様な価値と役割に関する認識を広く社会に浸透していくため、地域社会とスポーツ、高齢社会とスポーツ、環境問題とスポーツ、薬物とスポーツ、暴力とスポーツ、アルコールとスポーツなどのテーマのもとに、加

盟団体および関係機関・団体と連携を図りつつ、社会貢献活動を推進していくことが求められる。

(9) スポーツ施設の活用・支援

今後のスポーツ施設整備は、国および地方公共団体を中心に、国民のスポーツニーズの動向を踏まえつつ、計画的に整備していくことが期待される。

本会では、21 世紀の国民スポーツ振興の基本理念を踏まえ、スポーツ施設の活用および支援の方策について、国および地方公共団体等に対して働きかけていく必要がある。

そのため、次のような点を考慮した事業を推進する。

- スポーツ施設の活用について、本会が育成する総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団が、円滑に事業を推進していくため、優先的な活用ができるよう都道府県体育協会と連携して関係諸機関に要請する。
- 各種スポーツ施設の有効で円滑な運営を支援するため、公認スポーツ指導者の配置促進について、都道府県体育協会とともに検討する。
- 指定管理者制度に基づく、施設の経営・管理が推進されている中で、本会は都道府県体育協会連合会と連携して、都道府県体育協会の関与の仕方を含む、実態の把握と情報の提供に努める。
- 本会が地球環境問題に対応して、競技場や運動場の芝生化促進について、加盟団体等との連携を図りつつ、全国的なムーブメントの高揚を図る。

(10) 創立 100 周年記念事業の実施

本会は、平成 23 年(2011)に創立 100 周年を迎える。これまでの本会への多くの支援者や協力者とともに 100 周年の慶事を祝い、本会の歩んできた足跡を振り返るとともに、今後の本会の意義・役割を再確認し、新たな 100 年に向けて「国民スポーツの振興」に取り組む、強い姿勢を広く社会にアピールするために、創立 100 周年記念事業を実施する。

なお、記念事業として取り組む、記念式典、記念誌の刊行等の具体的な事業内容については、準備委員会および実行委員会を組織して検討を行う。

3. スポーツ振興財源の確保

国民スポーツの基本理念や「スポーツ振興 2008」の基本的な考え方に基づいて、諸事業を円滑かつ効果的に遂行していくためには、長期的に安定した財源の確保が不可欠である。

そのためには、平成 19 年(2007)に策定した「今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の推進方策」に基づいて、国民スポーツ推進キャンペーン事業の新たな戦略を構築するなど、これまで以上に、多方面からの財政的な支援が得られるように積極的に働きかけ、理解を得ていくことはもちろんのこと、収益事業の拡充や登録制度の改革等による自己財源の確保を図っていく必要がある。

また、近年、多くの企業において重要視されるようになってきた CSR(企業の社会的責任)の一環として、本会をはじめとするスポーツ界への支援が可能となるよう企業に対し、積極的に働きかけていく必要がある。

このために、次のような事業を推進する。

(1) 国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の拡充(マーケティング戦略の構築)

今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の展開については、「今後の国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の推進方策」に基づき、本会と協賛企業とのパートナーシップの創出、マーケティング戦略の構築などの視点に着目して、協賛企業にとって魅力ある協賛事業への再構築を図っていく必要がある。

そのため、本会ではキャンペーン協賛事業推進のための組織・体制の整備、本会諸事業の充実と企業の協賛メリットを考慮した商品化への取り組み、キャンペーン協賛事業の全体的な推進計画の策定などを推進する。

特に、平成 20 年(2008)、長野県での第 63 回冬季大会から実施した冬季国体企業協賛を継続・発展させるとともに、国体本大会での協賛制度の導入について具体的に検討する。

(2) 補助金・寄付金等の確保

国および公営競技団体等からの補助金・助成金等の確保並びに特定公益増進法人の一層の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額について、従前にも増して積極的な働きかけを行う。

また、本会の特定公益増進法人を活用した免税募金制度については、本会加盟団体に対して活用を促すとともに、より幅広く企業や個人に対して本制度の PR を実施し、募金活動を拡充する。

さらに、本会が育成に力を注いでいるスポーツ少年団および総合型地域スポーツクラブなどへの同制度の適用の拡大について検討する。

(3) 収益事業の拡充

安定した自己財源を確保するために、従来の収益事業の改善・充実を図るとともに、新たな多角的収益事業等の展開について、次の観点から検討する。

- 本会諸事業の推進に必要な自己財源を確保するため、各種教本等出版物、各種標章の商業利用など、効果的・効率的な販売方法の導入を検討する。
- 加盟団体や総合型地域スポーツクラブ等の自己財源の確保を支援・協力するため、オフィシャルパートナーと連携した事業（自動販売機設置幹旋事業）を、さらに推進するとともに、協賛企業のノウハウやマーケティング戦略等の支援を得ながら、新たな収益事業の導入を検討する。

おわりに

今回改定した「スポーツ振興 2008」は、21 世紀におけるスポーツの意義や役割を踏まえた国民スポーツ振興の方向性を再確認するとともに、平成 13 年(2001)1 月に策定した「スポーツ振興 2001」において提起された方策について達成状況の評価を行い、課題を明らかにした。

その上で、今後の国民スポーツ振興を推進していくために必要な振興方策と各推進事業について取りまとめたものである。

今後、本会においては、国民の一人ひとりが豊かで活力のある「生活/暮らし」を基軸とする、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、前記Ⅲの「今後の国民スポーツ振興方策」を着実に推進していく必要がある。

とりわけ、今回改定した「スポーツ振興 2008」に基づく各事業の推進については、平成 23 年(2011)の本会創立 100 周年との関連を考慮することが求められる。

そのためには、本会組織に位置づけられている各委員会を中心として、学識者等の意見を徴しつつ、概ね 10 年程度の期間を想定して、提起された方策の具体的な達成目標を設定するとともに、必要な事業を実行レベルに具体化した推進計画を策定していく必要がある。

この事業推進計画の策定にあたっては、安定的な財源の確保の推進をはじめ、「1. 日本体育協会組織の充実・強化」および「2. 国民スポーツ振興事業の推進」にあげている「(1) 国民体育大会の改善・充実」から「(10) 創立 100 周年記念事業の実施」までに提起されている事項について、事業内容や規模等を具体化した事業計画の立案を行う必要がある。

また、立案された各事業計画に関しては、本会と中央競技団体および都道府県体育協会、さらには市町村体育協会との役割に応じた実施主体を的確に区分した上で事業を推進していくことが求められる。

なお、今回取りまとめた「スポーツ振興 2008」については、概ね 5 年後において事業の実施状況や達成状況(成果)などに関して、全体的な評価と見直しを行い、その上で、改めて、その後の 10 年間を見据えた新たな国民スポーツ振興方策とそれに基づく事業推進計画の策定を行っていく必要がある。

諸定義(用語の定義)

<スポーツ>

運動競技および身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であり、心身の健全な発達を図るためにされるもの。

(スポーツ振興法)

<スポーツ精神>

自らスポーツを行うことに意義と価値をもち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性に応じて、主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことを意味する。

(平成 17 年(2005) 4 月施行：本会寄附行為変更理由書)

<国民スポーツ>

わが国におけるプロフェッショナルアスリートの活動分野(日本プロスポーツ協会等)および国際レベルのアスリートの育成・強化を中心とする諸活動(日本オリンピック委員会)を除く、国民各層のアスリートから多様なスポーツ愛好者(潜在的スポーツ愛好者を含む。)までを対象として、「生涯スポーツ社会」の実現に向けて取り組むスポーツ諸活動を、その範囲および内容として捉えたもの。

(平成 17 年(2005) 4 月施行：本会寄附行為変更理由書)

<生涯スポーツ社会>

国民の一人ひとりが、豊かで活力ある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会。

(参考)

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、「国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる社会」を生生涯スポーツ社会とした。

<体育協会組織>

中央競技団体や都道府県体育協会などの本会加盟団体のみならず、市町村体育協会を含めた組織体制。

<加盟関係スポーツ団体>

本会寄附行為第5条3号に定める団体。<特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会、(財)日本障害者スポーツ協会、(財)日本中学校体育連盟、(社)日本女子体育連盟の4団体>

<民間スポーツ関係団体>

本会加盟団体(中央競技団体、都道府県体育協会、加盟関係スポーツ団体)、準加盟団体、協力団体のみならず、概ね全国的な規模を有する民間のスポーツ団体とその地方組織。

<広域スポーツセンター>

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、広域スポーツセンターの特徴として、以下の6つをあげている。平成19年(2007)4月現在、42都道府県において設置されているが、各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成するために、更なる取り組みが求められている。

- ア. 総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援
- イ. 総合型地域スポーツクラブのクラブマネジャー・指導者の育成に関する支援
- ウ. 広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供
- エ. 広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催
- オ. 広域市町村圏におけるトップレベルの競技者の育成に関する支援
- カ. 地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報面からの支援

<地域スポーツクラブ>

単一種目で活動する既存のスポーツ団体やスポーツ少年団を母体として総合型地域スポーツクラブへの発展を考えたとき、最初から多種目であることは現実的ではない。そこで本会では、単一種目のクラブや総合型地域スポーツクラブを含め、「地域スポーツクラブ」という用語を用いる。

<総合型地域スポーツクラブ>

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、総合型地域スポーツクラブの特徴として、以下の5つをあげている。

- ア. 複数の種目が用意されている。
- イ. 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
- ウ. 活動の拠点となるスポーツ施設およびクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- エ. 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- オ. 以上について、地域住民が主体的に運営する。

<スポーツ指導者>

本会および加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定した指導者で、スポーツ医・科学の知識を活かし、スポーツを安全に、正しく、楽しく指導し、スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさを伝えることができる者をいう。(スポーツ指導基礎資格、競技別指導者資格、フィットネス資格、メディカル・コンディショニング資格、マネジメント資格の有資格指導者)

<スポーツボランティア>

地域社会やスポーツ団体・クラブ、各種スポーツイベントなどにおいて、個人の自由意志に基づき、その技能や時間などを進んで提供し、社会に貢献する活動を行う者をいう。(文部省／平成 12 年(2000)スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究協力者会議報告書)

<ニュースポーツ>

ニュースポーツの定義としては定まったものはないが、①雪合戦のように遊びが制度化され、新たにスポーツとなったもの、②ミニテニスのように既存のスポーツをベースとして、誰もが手軽に楽しむことができるスポーツとして新たに開発されたもの、③フライングディスクのように比較的新しく日本において紹介されたものに大別することができる。

<公益法人制度改革 3 法>

平成 18 年 (2006) 6 月に公布、平成 20 年 (2008) 12 月に施行される以下の 3 法を言う。

ア. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない、すなわち非営利の社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。

イ. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

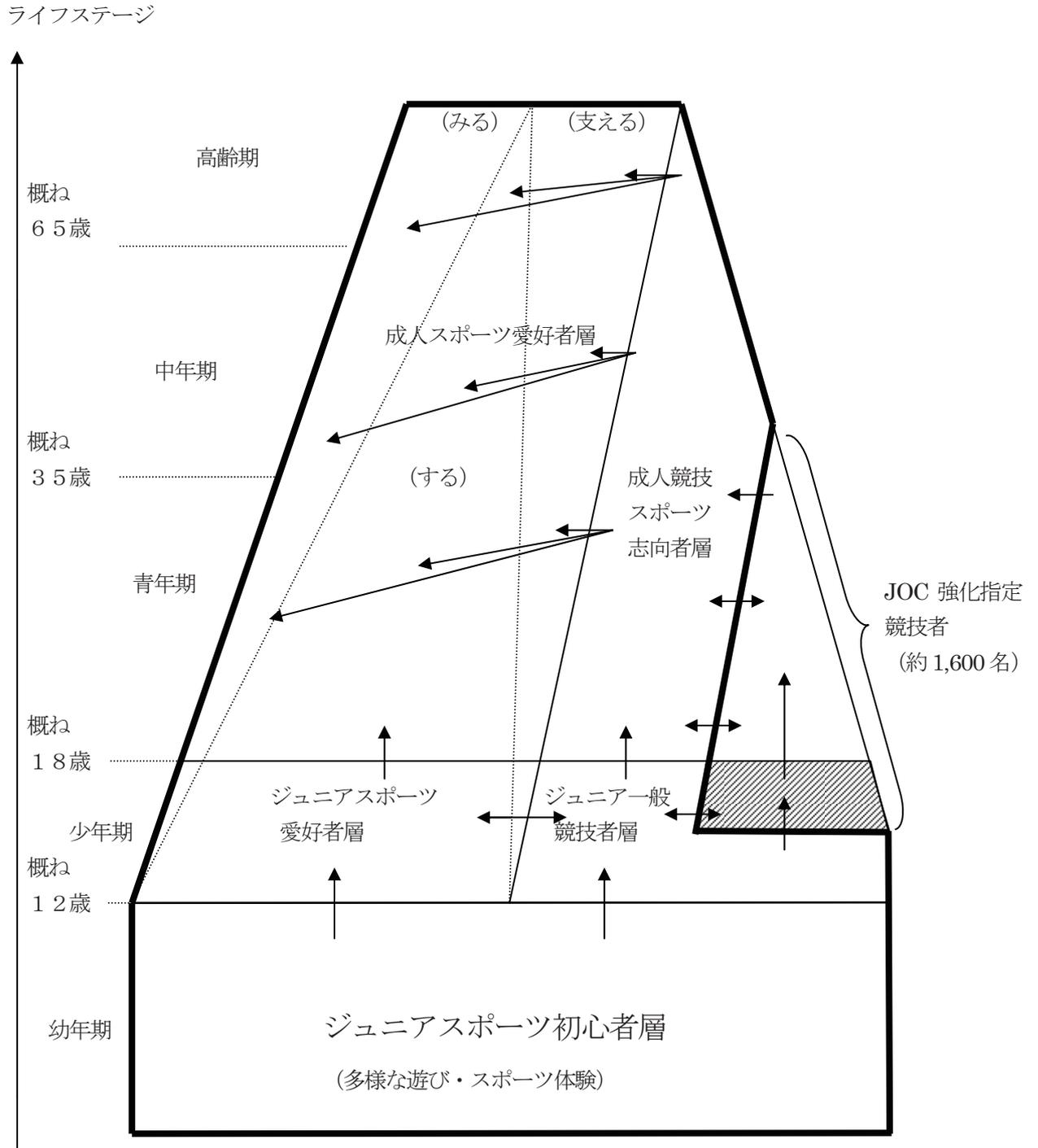
公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

ウ. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

アおよびイの施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

【 資料編 】

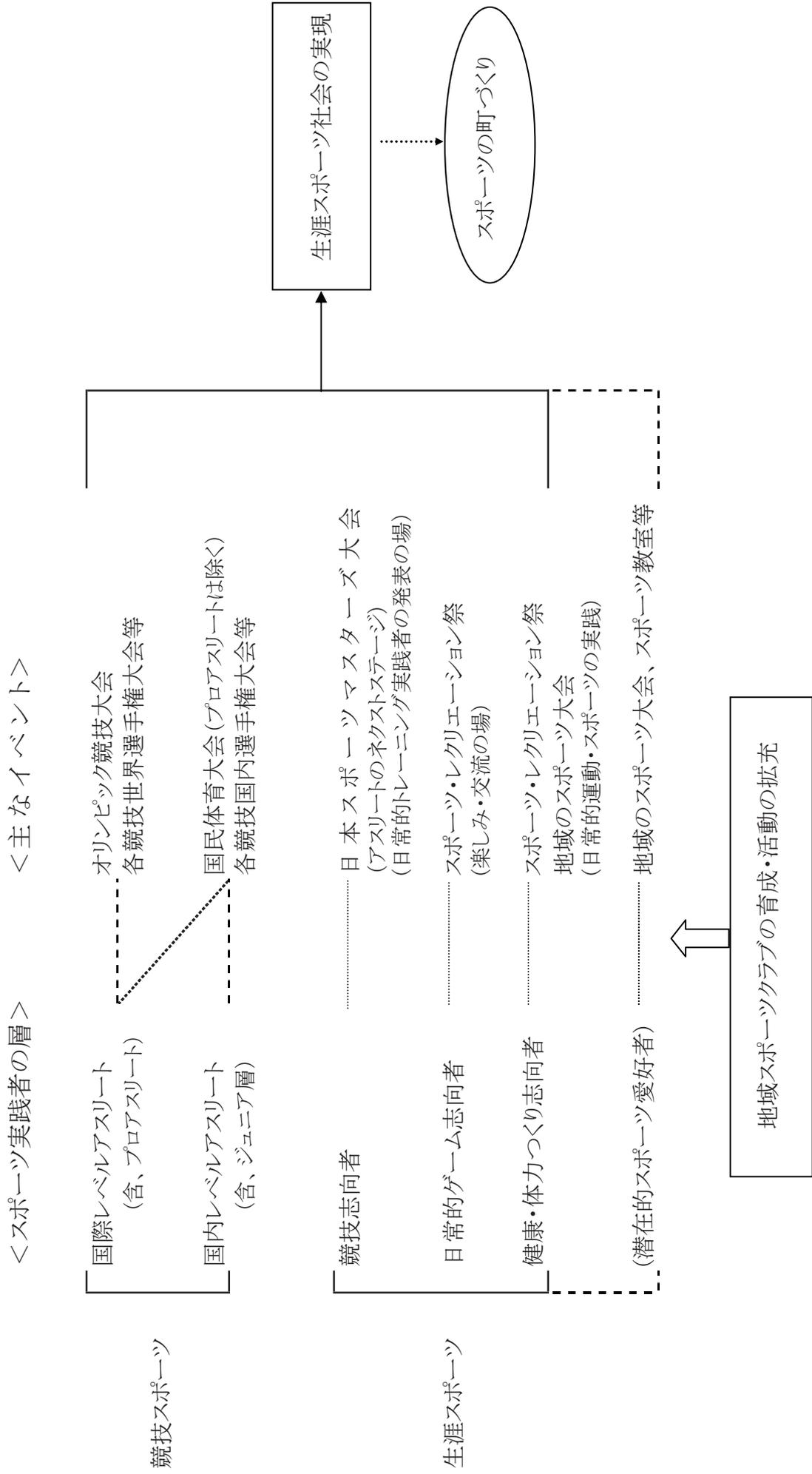
「スポーツ振興における体育協会の役割モデル図」
(太枠内が体育協会の範囲)



※平成9年(1997)保健体育審議会答申別図2「今後の我が国のトップレベル競技者の育成モデル」を参考にして作図した「スポーツ振興方策2001」資料を一部修正

※ 内は体協とJOCとの共有部分

21世紀のスポーツ振興



「国民体育大会改革2003」の進捗状況

平成20年3月5日現在

[I 大会の充実・活性化]

項 目	実施目標時期	進 捗 状 況	
		状 況	具体的な取り組み等
1. 参加資格の見直し			
(1)参加制限等の撤廃 ・競技団体が定めている参加制限等の撤廃	平成17年第60回大会までに対応	○	<参加制限を設けている23競技団体> ・59回大会から廃止済:1競技 ソフトボール ・60回大会から廃止済:6競技 ボート、フェンシング、柔道、ラグビーフットボール、アーチェリー、なぎなた ・61回大会から廃止済:2競技 弓道、ソフトテニス ・63回大会から廃止:5競技 ホッケー、軟式野球、相撲、銃剣道、ボウリング ・調整中:9競技 陸上競技、水泳、サッカー、バスケットボール、卓球、剣道、ゴルフ、スキー、アイスホッケー
(2)所属都道府県の統一 ・成年種別の所属都道府県を「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかとする。	平成17年第60回大会から適用	◎	・平成17年第60回冬季大会スケート競技会から適用済
(3)国内移動選手の制限 ・異なる都道府県から出場する場合は、特別な場合(卒業、結婚、離婚)を除き、2大会の間を置かなければならない。	第58回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用	◎	・第58回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用済
(4)外国籍競技者の参加			
・永住者(特別永住者を含む)の参加	平成18年第61回大会を目途に調整	◎	・平成18年第61回大会より日本国籍を有する者と同様の参加資格で参加が可能
・少年種別における就学生の取扱い	平成17年第60回大会から適用	◎	・国体改革2003記載の「就学生の参加」については、平成17年第60回大会から適用済 ● 新たに、今後の「就学生及び家族滞在(中学3年生)の参加資格」についての具体案を策定、平成22年第65回大会からの導入実施を目途に、関係機関・団体等と調整中
・上記以外のその他の外国籍競技者の取扱い	平成15年度中に関係機関・団体と調整	●	・「永住者(特別永住者含む)」及び「就学生」並びに「家族滞在(中学3年生)」以外の外国籍競技者の参加資格についての具体案を策定、平成22年第65回大会からの導入実施を目途に、関係機関・団体等と調整中
2. 「ふるさと選手」制度の導入	平成17年第60回大会から適用	◎	・平成17年第60回冬季大会スケート競技会から適用済
3. 予選免除の拡大 ・オリンピック大会、アジア大会及び競技団体が指定する世界選手権大会等の代表選手の予選免除	第58回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用	◎	・平成15年第58回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用済
4. 参加選手の範囲 ・プロフェッショナル競技者として認定されていない者の参加 ・プロフェッショナル競技者の参加	平成17年度までに開催基準要項に明示 将来問題として継続検討	○	・平成17年度中に開催基準要項を改訂 ・「国体の今後のあり方」プロジェクトで「プロフェッショナル競技者の参加のあり方」について基本的方針を策定、今後、関係機関・団体等と調整
5. 女子種別の拡充 ・各競技における女子種別の拡充	平成17年度を目途に基本方針を検討	○	・「国民体育大会の今後のあり方」プロジェクトで基本方針を策定、今後、具体案の策定に向けて関係機関・団体等と調整
6. 中学3年生の参加競技の拡充	平成18年度を目途に実施	◎	・平成18年第61回大会より中学3年生も参加可能な競技 サッカー、テニス、卓球、カヌー、ボウリング、ゴルフ 計6競技 ・平成19年第62回大会より中学3年生も参加が可能な競技 ソフトテニス、フェンシング 計2競技 ・平成20年第63回大会より中学3年生も参加が可能な競技 スキー、セーリング、馬術、アーチェリー 計4競技 ・今後も導入実施に向け、関係機関・団体と継続協議する競技 ボクシング、自転車競技、相撲、ライフル射撃、山岳 計5競技
7. 種別の年齢区分の見直し ・「少年」、「成年」種別の年齢区分の見直し	関係競技団体と調整し、実施目標年度の設定	◎	・平成18年第61回大会より種別の年齢区分の見直しを実施する競技 サッカー、カヌー、ゴルフ、陸上競技 ・今後も導入実施に向け、関係機関・団体と継続協議する競技 自転車競技、ライフル射撃
8. 国体独自の競技方法の見直し	関係競技団体と調整し、実施目標年度の設定	△	
9. ドーピング検査の導入 ・ドーピング検査の導入 ・ドーピング防止教育・啓発活動の促進	平成15年第58回夏季大会から実施	◎	・平成15年第58回夏季、秋季大会から導入済 ・選手必携書の配付、都道府県研修会の実施などドーピング防止普及啓発活動を実施
10. 組合せ抽選会の公開 ・特定会場での「合同公開抽選会」の実施	平成17年度を目途に実施を検討	△	

[I 大会の充実・活性化]

項	目	実施目標時期	進捗状況	
			状況	具体的な取り組み等
11.	公正な判定の徹底	各実施競技団体に周知徹底	◎	・平成15年度中に国体競技運営部会等の機会を通じて、競技団体関係者に周知 (今後も周知徹底を継続)
12.	ボールゲームの組合せの改善	平成15年度中にガイドライン作成	△	・組合せガイドラインを検討中
13.	ボランティアの育成 ・ボランティアの組織・活動基盤の整備	後催県を含め開催県(体協)の実態等を調査し、検討	△	

[II 大会運営の簡素・効率化]

項	目	実施目標時期	進捗状況	
			状況	具体的な取り組み等
1.	各季別大会の見直し			
	(1) 夏季・秋季大会開催の一本化 ・夏季、秋季の季別枠を撤廃	平成20年第63回大会までに実施	◎	・平成18年第61回大会(兵庫県)から夏季・秋季大会開催を一本化し実施
	(2) 冬季大会開催のあり方 ・競技別、種目別の分散開催 ・開催地拠点地域での持ち回り開催	平成16年度を目途に基本方針を作成	◎	・冬季関係競技団体(スキー、スケート、アイスホッケー)と協議し、開催地選定の基本的な考え方を策定 ・冬季大会対応プロジェクトを設置し、具体的に検討中
2.	大会規模の適正化 ・現行の参加枠数約30000人を15%(4500人)程度削減 ・種別・種目の整理・統合	平成20年第63回大会から適用	◎	・平成16年6月25日、40団体すべてと合意し、4625名の参加者数減を達成 ・削減後の参加人員による大会の実施時期について7競技が先行開催 (第60回大会:スケート 第61回大会:サッカー、テニス、卓球、バドミントン、ライフル射撃、ゴルフ) ・バレーボール競技において、第66回大会(山口県)から「成年男子・女子9人制」を廃止 ・体操競技において、第64回大会(新潟県)から「新体操少年男子」を休止。国体での実施は、世界選手権大会の開催等の動向を見極めた上で改めて検討 ・軟式野球、相撲は成年種別を一本化
3.	競技会開始式の廃止 ・各競技会開始式の原則廃止	平成16年第59回大会から適用	◎	・平成16年第59回大会(埼玉県)以降の開催都道府県に対し周知徹底 ・平成17年度第1回国体委員会において開催基準要項の改訂(「開始式」の項目第19項第3号を削除)
4.	公開競技の見直し			
	(1) スポーツ芸術の位置づけの変更 (2) 「開催県が希望する競技」を現行の規定より削除	平成20年第63回大会から適用	◎ ◎	・平成17年度第4回国体委員会において開催基準要項等を改訂 ・平成20年第63回大会から適用
	(3) 公開競技採用基準の策定	平成16年度までに策定	◎	・平成17年度第4回国体委員会において開催基準要項等を改訂
5.	記録・情報システムの開発		○	・参加申込みシステムを構築し、平成18年第61回大会より導入
6.	施設の弾力的運用		◎	・平成12年度に開催基準要項及び同細則に明記 ・その後、周知徹底を図るため既存施設の活用を第一義に、施設の弾力的運用、近接県の競技施設の活用等について開催県、競技団体等と継続協議
7.	近接県の競技施設の活用		◎	
8.	企業協賛制度の導入		○	・国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の一環としてまとめた「国体協賛事業」の基本方針に基づき、今後、関係機関・団体等と調整の上、具体案を策定
9.	開催地選定のあり方	将来問題として、広域開催の基本的なあり方を検討	○	・国体の今後のあり方プロジェクトにおいて、基本方針を策定
10.	国体ブロック枠の見直し	平成16年度を目途に見直しを検討	△	

[注] ◎:結論を得た事項 ●:委員会の合意を得て、現在関係機関等と調整中の事項 ○:具体案の策定等に向けて検討している事項 △:継続審議中の事項

国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子（概要）

1. 大会の目的、性格

大会は、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とし、各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的に実施

2. 大会規模

- (1) 大会規模の見直し
- (2) チーム競技及び団体競技の出場数の検討
- (3) 少年種別の充実・強化
- (4) 女子種別等の新採用
- (5) 実施競技（正式競技、公開競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事A、デモンストレーションとしてのスポーツ行事B）の形態
- (6) 正式競技の実施形態（毎年・隔年実施）の検討
- (7) 正式競技採用基準の検討

3. 大会の開催時期

- (1) 大会の会期（9日間開催）の検討
- (2) 開催県の施設状況等に対応した競技会会期の検討

4. 各競技の施設等

- (1) 国体開催後の利用も視野に入れた競技施設基準の策定
- (2) 開催地における実施競技に関する普及・啓発事業の展開

5. 開催地の選定

- (1) 立候補制の検討
- (2) 広域開催（隣接する都道府県またはブロック内）への対応

6. 大会名の検討

7. 参加資格

- (1) 大会参加の年齢基準（14歳以上）の検討
- (2) 種別構成への対応（4種別以内で競技団体独自の設定）
- (3) プロフェッショナル競技者の参加

8. 広報・マーケティング活動の展開

トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みるスポーツ」の対象として、国体のブランド的な価値を高揚する。

9. その他

監督に対する日体協公認スポーツ指導者の義務付けの推進等

国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言（概要）

I. 冬季大会開催地の選定

1. 検討の視点

- ・ 冬季スポーツの振興等の観点から冬季大会を継続的に開催
- ・ 大会開催に係る財源確保の方途や開催地のスムーズな選定のシステムや方法を検討

2. 具体的な取り組みの方向性

(1) 開催地の選定方法と開催地の経費負担軽減

- ・ 冬季大会の開催可能な都道府県によるローテーション制の導入
- ・ 施設等の整備状況に対応した開催形態での大会実施
- ・ 開催地の経費負担軽減を図るための方策の検討

(2) 他の総合的な競技会との連携

- ・ 全国高等学校総合体育大会や全国中学校体育大会等、他の総合的な競技会との連携について検討

II. 「国体改革 2003」への対応

1. 検討の視点

- ・ より魅力的な大会の開催と開催地の負担軽減方法について検討
- ・ 競技会の実施方法について本大会の実施競技との整合性を図り調整
ただし、冬季競技の普及という観点も踏まえ検討
- ・ 競技環境に恵まれない都道府県や、普及途上の都道府県が参加しやすい競技会の実施内容や方法を検討
- ・ トップアスリートの参加とジュニア競技者の発掘・育成の促進

2. 具体的な取り組みの方向性

- (1) 大会の開催規模（参加人員枠、実施種別及び種目等）について検討
- (2) 大会の開催方法（実施時期、経費、運営人数）について検討
- (3) 競技会の実施方法（参加資格、実施ルール、施設・用具）について検討
- (4) 種別・種目の見直しと選定について検討
- (5) 総合成績（天皇杯・皇后杯）の取り扱い

総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 育成指定クラブ数一覧

平成19年7月1日現在

都道府県体育協会	H16	H17		H18		H19		支援クラブ数(実数)	事業終了クラブ数	設立したクラブ数
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規			
北海道	6	6	7	7	8	8	11	32	13	13
青森県	3	2	1	1	0	0	1	5	4	3
岩手県	5	4	4	3	5	5	4	18	9	6
宮城県	4	2	1	1	6	3	2	13	8	5
秋田県	2	1	5	4	6	6	3	16	7	6
山形県	8	7	10	9	4	4	4	26	18	18
福島県	5	5	5	5	7	4	3	20	13	11
茨城県	5	5	9	8	5	5	2	21	14	12
栃木県	4	3	9	8	4	3	3	20	14	13
群馬県	4	4	4	3	4	4	6	18	8	8
埼玉県	11	8	13	9	3	3	3	30	24	19
千葉県	7	5	5	4	6	3	1	19	15	12
東京都	12	12	3	2	5	5	2	22	15	14
神奈川県	8	8	11	10	4	4	2	25	19	19
山梨県	2	0	2	2	3	3	2	9	4	3
長野県	6	6	4	3	5	5	5	20	10	9
新潟県	3	2	2	1	6	6	1	12	5	5
富山県	7	6	6	4	3	3	0	16	13	13
石川県	3	2	3	1	3	3	0	9	6	6
福井県	3	3	2	1	0	0	0	5	5	4
静岡県	5	5	5	5	1	1	1	12	10	9
愛知県	3	2	7	5	4	0	5	19	14	13
三重県	6	4	6	4	2	2	1	15	12	12
岐阜県	5	4	4	3	6	5	3	18	10	9
滋賀県	6	2	9	4	5	4	1	21	16	16
京都府	5	3	8	8	2	2	1	16	13	13
大阪府	5	4	7	5	4	4	1	17	12	10
兵庫県										
奈良県	2	2	4	4	4	4	3	13	6	5
和歌山県	8	7	9	7	4	4	1	22	17	8
鳥取県	5	5	9	9	3	3	2	19	14	7
島根県	5	5	1	1	4	4	1	11	6	6
岡山県	4	1	6	4	7	7	2	19	10	6
広島県	3	2	8	8	3	3	1	15	11	11
山口県	4	4	2	2	3	3	0	9	6	6
香川県	4	4	5	2	2	2	1	12	9	7
徳島県	3	2	3	3	2	2	3	11	6	4
愛媛県	9	8	1	1	4	4	2	16	10	10
高知県	5	4	8	8	3	3	1	17	13	13
福岡県	8	5	3	3	5	4	8	24	12	11
佐賀県	6	3	3	3	4	2	4	17	11	7
長崎県	4	4	3	3	5	5	3	15	7	6
熊本県	9	7	4	4	4	4	7	24	13	13
大分県	4	3	4	4	5	5	0	13	8	8
宮崎県	3	3	7	6	5	5	1	16	10	9
鹿児島県	3	3	6	5	10	7	4	23	12	11
沖縄県	4	4	2	2	9	9	8	23	6	2
小計	236	191	240	199	197	175	120	793	498	431
年度合計		431		396		295				86.55%

※兵庫県は、地域スポーツ活動支援事業「スポーツクラブ21ひょうご」による地域スポーツクラブの設置を大規模に推進しているため、本事業への参画を見合わせている。

総合型地域スポーツクラブ育成状況

平成19年7月1日現在／文部科学省調査

No.	都道府県 体育協会	H19 市町村数	①設立済		②創設準備中		③計(①+②)		育成中(③) 市町村数割合	未育成 市町村数
			クラブ数	市町村数	クラブ数	市町村数	クラブ数	市町村数 (重複除く)		
1	北海道	180	39	27	24	22	63	46	25.6%	134
2	青森県	40	9	8	3	3	12	11	27.5%	29
3	岩手県	35	35	13	20	13	55	20	57.1%	15
4	宮城県	36	20	12	9	9	29	18	50.0%	18
5	秋田県	25	34	12	10	7	44	17	68.0%	8
6	山形県	35	33	17	8	6	41	21	60.0%	14
7	福島県	60	50	30	16	14	66	38	63.3%	22
8	茨城県	44	14	10	10	7	24	17	38.6%	27
9	栃木県	31	26	11	7	7	33	16	51.6%	15
10	群馬県	38	13	7	10	9	23	13	34.2%	25
11	埼玉県	70	28	18	20	16	48	29	41.4%	41
12	千葉県	56	36	18	13	9	49	23	41.1%	33
13	東京都	62	47	23	25	14	72	33	53.2%	29
14	神奈川県	33	31	9	12	10	43	14	42.4%	19
15	山梨県	28	6	5	8	6	14	12	42.9%	16
16	長野県	81	25	18	17	14	42	27	33.3%	54
17	新潟県	35	24	13	8	6	32	15	42.9%	20
18	富山県	15	53	15	3	2	56	15	100.0%	0
19	石川県	19	16	8	3	2	19	10	52.6%	9
20	福井県	17	10	5	3	2	13	6	35.3%	11
21	静岡県	42	27	11	22	15	49	22	52.4%	20
22	愛知県	63	69	21	84	8	153	25	39.7%	38
23	三重県	29	46	18	7	5	53	21	72.4%	8
24	岐阜県	42	43	23	14	12	57	30	71.4%	12
25	滋賀県	26	37	12	5	5	42	15	57.7%	11
26	京都府	26	25	13	3	3	28	15	57.7%	11
27	大阪府	43	37	17	7	7	44	21	48.8%	22
28	兵庫県	41	831	41	0	0	831	41	100.0%	0
29	奈良県	39	11	7	8	6	19	11	28.2%	28
30	和歌山県	30	11	9	13	7	24	13	43.3%	17
31	鳥取県	19	17	9	13	10	30	15	78.9%	4
32	島根県	21	15	5	5	5	20	8	38.1%	13
33	岡山県	27	25	12	12	8	37	17	63.0%	10
34	広島県	23	23	13	5	4	28	15	65.2%	8
35	山口県	22	24	12	7	4	31	12	54.5%	10
37	香川県	17	17	8	5	3	22	9	52.9%	8
36	徳島県	24	16	13	8	8	24	17	70.8%	7
38	愛媛県	20	22	12	6	6	28	15	75.0%	5
39	高知県	35	19	12	4	4	23	16	45.7%	19
40	福岡県	66	30	16	13	13	43	26	39.4%	40
41	佐賀県	23	10	8	11	11	21	15	65.2%	8
42	長崎県	23	12	7	9	9	21	15	65.2%	8
43	熊本県	48	31	18	16	12	47	28	58.3%	20
44	大分県	18	16	10	5	4	21	12	66.7%	6
45	宮崎県	30	10	6	7	7	17	11	36.7%	19
46	鹿児島県	49	27	15	13	13	40	27	55.1%	22
47	沖縄県	41	4	4	20	19	24	21	51.2%	20
計		1,827	2,004	631	551	386	2,555	894	48.9%	933

* 上記市町村数には、東京23区を含む。

日本スポーツマスターズの開催状況

●日本スポーツマスターズ2001	
主催	(財) 日本体育協会 宮崎県 (財) 宮崎県体育協会
主管	宮崎県競技団体
実施競技	陸上競技 水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング 綱引 ゴルフ (12競技)
期日	平成13年9月21日(金) 開会式(前夜祭) 22日(土)～25日(火) 競技会 *ゴルフ競技は20日(木)～22日(土)
参加者数	5,354名
●日本スポーツマスターズ2002	
主催	(財) 日本体育協会
共催	神奈川県 (財) 神奈川県体育協会
主管	神奈川県競技団体
実施競技	陸上競技 水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング 綱引 ゴルフ (13競技)
期日	平成14年11月8日(金) 開会式(前夜祭) 9日(土)～12日(火) 競技会 *ゴルフ競技は6日(水)～8日(金)
参加者数	6,063名
●日本スポーツマスターズ2003	
主催	(財) 日本体育協会 和歌山県 (社) 和歌山県体育協会
主管	和歌山県競技団体
実施競技	陸上競技 水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング 綱引 ゴルフ (13競技)
期日	平成15年9月19日(金) 開会式(前夜祭) 20日(土)～23日(火) 競技会 *ゴルフ競技は18日(木)～20日(土) *自転車競技は27日(土)～28日(日)
参加者数	5,863名
●日本スポーツマスターズ2004	
主催	(財) 日本体育協会 福島県 (財) 福島県体育協会
主管	福島県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング 綱引 ゴルフ (12競技)
期日	平成16年9月22日(水) 開会式(前夜祭) 23日(木・祝)～26日(日) 競技会
参加者数	5,817名
●日本スポーツマスターズ2005	
主催	(財) 日本体育協会 富山県 (財) 富山県体育協会
主管	富山県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (12競技)
期日	平成17年9月22日(木) 開会式(前夜祭) 23日(金・祝)～26日(月) 競技会 *ゴルフ競技は9月20日(火)～22日(木)
参加者数	6,154名
●日本スポーツマスターズ2006	
主催	(財) 日本体育協会 広島県 (財) 広島県体育協会
主管	広島県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成18年9月15日(金) 開会式(前夜祭) 16日(土)～19日(火) 競技会 *ゴルフ競技は9月19日(火)～21日(木)
参加者数	6,658名
●日本スポーツマスターズ2007	
主催	(財) 日本体育協会 滋賀県 (財) 滋賀県体育協会
主管	滋賀県競技団体
実施競技	水泳 サッカー テニス バレーボール バasketボール 自転車競技 軟式野球 ソフトテニス ソフトボール バドミントン 空手道 ボウリング ゴルフ (13競技)
期日	平成19年9月14日(金) 開会式(前夜祭) 15日(土)～18日(火) 競技会 *ゴルフ競技は9月18日(火)～20日(木)
参加者数	7,308名

公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数

○スポーツ指導基礎資格

【登録指導者総数 240,668名 (H19.10月現在)】

資格	役割	登録人数
スポーツリーダー	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。 	112,076名

○競技別指導者資格

資格	役割	登録人数
指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる。 特に発育発達期の子どもに対しては、総合的な動きづくりに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる。 地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。 施設開放において利用者の指導支援を行う。 	78,486名
上級指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。 事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う。 地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。 広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる。 	14,864名
コーチ	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、競技者育成のための指導にあたる。 広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる。 広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導を行う。 	9,733名
上級コーチ	<ul style="list-style-type: none"> ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。 国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして組織的な指導にあたる。 	3,777名
教師	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 	3,662名
上級教師	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など組織内指導者の中心的役割を担う。 地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整を行う。 	1,786名

○フィットネス資格

資格	役割	登録人数
ジュニアスポーツ指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う。 	4,100名
スポーツプログラマー	<ul style="list-style-type: none"> 主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。 	4,460名
フィットネストレーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商業スポーツ施設等において、フィットネスの維持や向上のための専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 	886名

○メディカル・コンディショニング資格

資格	役割	登録人数
スポーツドクター	<ul style="list-style-type: none"> スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる。 競技会等における医事運営ならびにチームドクターとしてのサポートにあたる。 スポーツ医学の研究、教育、普及活動等を通して、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする。 	4,837名
アスレティックトレーナー	<ul style="list-style-type: none"> スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる。 	997名

○マネジメント資格

資格	役割	登録人数
アシスタントマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> 総合型の地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする。 	965名
クラブマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> 総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。 総合型の地域スポーツクラブの活動が円滑に行われるため、スタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する。 	39名

スポーツ少年団登録状況（推移）

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
登録数	34,532団	34,715団	35,033団	35,469団	35,603団	35,974団	36,286団	36,230団
団員数	907,963名	917,037名	934,196名	933,192名	933,644名	937,166名	929,960名	917,817名
指導者数	181,873名	183,389名	192,478名	198,838名	202,345名	203,678名	206,513名	207,741名
合 計	1,089,836名	1,100,426名	1,126,674名	1,132,030名	1,135,989名	1,140,844名	1,136,473名	1,125,558名

＜登録推移＞

＜団活動種目別構成(団数および比率)＞

1. 軟式野球	6,689団 (19.4%)	6,822団 (19.7%)	6,831団 (19.5%)	6,896団 (19.4%)	6,887団 (19.3%)	6,947団 (19.3%)	7,069団 (19.5%)	7,144団 (19.7%)
2. サッカー	4,848団 (14.0%)	4,821団 (13.9%)	4,761団 (13.6%)	4,786団 (13.5%)	4,803団 (13.5%)	4,814団 (13.4%)	4,779団 (13.2%)	4,737団 (13.1%)
3. 複合種目	5,438団 (15.7%)	5,196団 (15.0%)	5,238団 (15.0%)	5,207団 (14.7%)	5,086団 (14.3%)	4,956団 (13.8%)	4,778団 (13.2%)	4,662団 (12.9%)
4. バレーボール	3,164団 (9.2%)	3,246団 (9.4%)	3,320団 (9.5%)	3,398団 (9.6%)	3,458団 (9.7%)	3,579団 (9.9%)	3,717団 (10.2%)	3,747団 (10.3%)
5. 剣道	3,435団 (9.9%)	3,425団 (9.9%)	3,392団 (9.7%)	3,390団 (9.6%)	3,364団 (9.4%)	3,362団 (9.3%)	3,335団 (9.2%)	3,232団 (8.9%)
6. バスケットボール	2,723団 (7.9%)	2,764団 (8.0%)	2,827団 (8.1%)	2,905団 (8.2%)	2,970団 (8.3%)	3,057団 (8.5%)	3,124団 (8.6%)	3,136団 (8.7%)
7. 空手道	1,640団 (4.7%)	1,709団 (4.9%)	1,795団 (5.1%)	1,868団 (5.3%)	1,920団 (5.4%)	1,994団 (5.5%)	2,042団 (5.6%)	2,080団 (5.7%)
8. 柔道	1,180団 (3.4%)	1,199団 (3.5%)	1,217団 (3.5%)	1,230団 (3.5%)	1,245団 (3.5%)	1,253団 (3.5%)	1,293団 (3.6%)	1,292団 (3.6%)
9. ソフトボール	1,197団 (3.5%)	1,201団 (3.5%)	1,234団 (3.5%)	1,258団 (3.5%)	1,252団 (3.5%)	1,240団 (3.4%)	1,280団 (3.5%)	1,272団 (3.5%)
10. バドミントン	566団 (1.6%)	597団 (1.7%)	626団 (1.8%)	636団 (1.8%)	654団 (1.8%)	696団 (1.9%)	707団 (1.9%)	723団 (2.0%)
11. その他(50種目)	3,652団 (10.6%)	3,735団 (10.8%)	3,772団 (10.8%)	3,895団 (11.0%)	3,964団 (11.1%)	4,076団 (11.3%)	4,162団 (11.5%)	4,205団 (11.6%)

＜団員男女構成(団員数および比率)＞

男子 団員	656,380名 (72.3%)	662,852名 (72.3%)	673,331名 (72.1%)	671,328名 (71.9%)	667,170名 (71.5%)	667,263名 (71.2%)	662,076名 (71.2%)	657,318名 (71.6%)
女子 団員	251,583名 (27.7%)	254,185名 (27.7%)	260,865名 (27.9%)	261,864名 (28.1%)	266,474名 (28.5%)	269,903名 (28.8%)	267,884名 (28.8%)	260,499名 (28.4%)

＜団員年齢構成(団員数および比率)＞

小学生	799,935名 (88.1%)	799,906名 (87.2%)	822,839名 (88.1%)	821,394名 (88.0%)	822,708名 (88.1%)	826,632名 (88.2%)	820,908名 (88.3%)	809,925名 (88.2%)
(1～3年)	188,236名 (20.7%)	195,474名 (21.3%)	207,032名 (22.2%)	210,783名 (22.6%)	211,610名 (22.7%)	218,593名 (23.3%)	215,059名 (23.1%)	214,936名 (23.4%)
(4～6年)	611,699名 (67.4%)	604,432名 (65.9%)	615,807名 (65.9%)	610,611名 (65.4%)	611,098名 (65.5%)	608,039名 (64.9%)	605,849名 (65.1%)	594,989名 (64.8%)
中学生	96,770名 (10.7%)	106,188名 (11.6%)	100,753名 (10.8%)	101,502名 (10.9%)	100,548名 (10.8%)	100,890名 (10.8%)	99,997名 (10.8%)	99,210名 (10.8%)
高校生以上	11,258名 (1.2%)	10,943名 (1.2%)	10,604名 (1.1%)	10,296名 (1.1%)	10,388名 (1.1%)	9,644名 (1.0%)	9,055名 (1.0%)	8,683名 (0.9%)
合 計	907,963名	917,037名	934,196名	933,192名	933,644名	937,166名	929,960名	917,818名

＜全国の対象人口に対する団員加入率＞

小学生	10.86%	10.96%	11.37%	11.37%	11.43%	11.49%	11.42%	11.35%
中学生	2.36%	2.66%	2.61%	2.71%	2.74%	2.78%	2.78%	2.74%
高校生	0.13%	0.15%	0.14%	0.14%	0.14%	0.13%	0.14%	0.13%
全 体	4.53%	4.87%	5.02%	5.05%	5.09%	5.12%	5.36%	5.30%

日・韓・中ジュニア交流競技会 実施状況

回数	開催年	開催国	開催期日	実施競技	参加団及び人数			
					日本	韓国	中国	その他
第1回	1993年 平成5年	日本 福島県	8月25日～ 8月30日	9競技 1. 陸上競技 (男女)	日本	181	中国	79
					韓国	184	福島県	202
					合計 646			
第2回	1994年 平成6年	韓国 済州道	8月25日～ 8月30日	2. サッカー (男) 3. テニス (男女)	日本	185	中国	103
					韓国	185	済州道	166
					合計 639			
第3回	1995年 平成7年	中国 唐山市	8月25日～ 8月30日	4. バスケットボール (男女) 5. ハンドボール (男女)	日本	186	中国	195
					韓国	185	唐山市	93
					近隣諸国	154		
				合計	813			
第4回	1996年 平成8年	日本 長崎県	8月25日～ 8月30日	6. ソフトテニス (男女) 7. 卓球 (男女)	日本	183	中国	140
					韓国	186	長崎県	206
					合計 715			
第5回	1997年 平成9年	韓国 忠州市	8月25日～ 8月30日	8. バドミントン (男女) 9. ラグビーフットボール (男)	日本	181	中国	82
					韓国	185	忠清北道	169
					合計 617			
第6回	1998年 平成10年	中国 石家庄市	8月25日～ 8月30日		日本	185	中国	201
					韓国	184	河北省	108
					合計 678			
第7回	1999年 平成11年	日本 広島県	8月25日～ 8月30日		日本	213	中国	215
					韓国	214	広島県	238
					合計 880			
第8回	2000年 平成12年	韓国 全州市	8月23日～ 8月29日	上記9競技 10. バレーボール (男女) 計10競技	日本	211	中国	207
					韓国	216	全羅北道	193
					合計 827			
第9回	2001年 平成13年	中国 瀋陽市	8月23日～ 8月29日		日本	215	中国	216
					韓国	211	瀋陽市	150
					合計 792			
第10回	2002年 平成14年	日本 熊本県	8月23日～ 8月29日		日本	230	中国	220
					韓国	225	熊本県	249
					合計 924			
第11回	2003年 平成15年	韓国 済州道	8月23日～ 8月29日		日本	234	中国	238
					韓国	241	済州道	208
					合計 921			
第12回	2004年 平成16年	中国 長春市	8月23日～ 8月29日	上記10競技 11. ウェイトリフティング (男女) 計11競技	日本	233	中国	242
					韓国	227	長春市	153
					合計 855			
第13回	2005年 平成17年	日本 北海道	8月23日～ 8月29日		日本	236	中国	236
					韓国	234	北海道	290
					合計 996			
第14回	2006年 平成18年	韓国 大邱広域市	8月23日～ 8月29日		日本	238	中国	242
					韓国	234	大邱市	206
					合計 920			
第15回	2007年 平成19年	中国 桂林市	8月23日～ 8月29日		日本	238	中国	246
					韓国	234	広西桂林	155
					合計 873			

備考：人数について・・・視察員、追加競技役員等は各国選手団人数に含まない。

日韓スポーツ交流事業 実施状況

□ 日本団 派遣

区分 年	青少年交流								成人交流			
	夏季				冬季				競技数	人数	期間	場所
	競技数	人数	期間	場所	競技数	人数	期間	場所				
1997年 (平成9年)	5	108	7日	昌原市	/	8	106	7日	ソウル特別市 慶州市			
1998年 (平成10年)	5	108	7日	済州道		8	104	7日	ソウル特別市 慶州市			
1999年 (平成11年)	5	108	7日	仁川広域市		8	108	7日	ソウル特別市 他			
2000年 (平成12年)	5	108	7日	釜山広域市		8	117	7日	順天市 他			
2001年 (平成13年)	5	108	7日	忠清南道		8	115	7日	済州道			
2002年 (平成14年)	5	214	7日	済州道		8	117	7日	忠清北道			
2003年 (平成15年)	5	216	7日	全羅北道		1 (スキー)	57	7日	江原道 ソウル特別市	9	143	7日
					2 (スケート, アイスホッケー)	99	7日	ソウル特別市				
2004年 (平成16年)	5	215	7日	忠清北道	4	168	7日	江原道 ソウル特別市	9	156	7日	光州広域市 ソウル特別市
2005年 (平成17年)	5	212	7日	済州道	4	166	7日	江原道 ソウル特別市	9	174	7日	忠清南道 ソウル特別市
2006年 (平成18年)	5	216	7日	仁川広域市	4	170	7日	江原道 ソウル特別市	10	175	7日	全羅南道 ソウル特別市
2007年 (平成19年)	5	217	7日	全羅南道	4	159	7日	江原道 ソウル特別市	10	172	7日	蔚山広域市 ソウル特別市

※ 交流種目

- 青少年・夏季(5競技) : サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン
- 青少年・冬季(4競技) : スキー、スケート、アイスホッケー、カーリング('04~)
- 成人(10競技) : 陸上、サッカー、テニス、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ボウリング、ゲートボール、綱引('03~)、エアロビック('06~)

□ 韓国団 受入

区分 年	青少年交流								成人交流			
	夏季				冬季				競技数	人数	期間	場所
	競技数	人数	期間	場所	競技数	人数	期間	場所				
1997年 (平成9年)	5	108	7日	秋田県 岡山県	/	8	110	7日	沖縄県			
1998年 (平成10年)	5	108	7日	宮崎県		8	110	7日	岐阜県			
1999年 (平成11年)	5	108	7日	埼玉県		8	110	7日	山形県			
2000年 (平成12年)	5	108	7日	福島県		8	115	7日	石川県			
2001年 (平成13年)	5	108	7日	大分県		8	117	7日	三重県			
2002年 (平成14年)	5	215	7日	富山県		2	100	7日	東京都 青森県 長野県	8	117	7日
2003年 (平成15年)	5	211	7日	宮城県	1 (スキー)	56	7日	東京都 長野県	9	145	7日	香川県
					2 (スケート, アイスホッケー)	100	7日	東京都 青森県				
2004年 (平成16年)	5	206	7日	静岡県	1 (スキー)	57	7日	北海道	9	153	7日	福井県
					3(スケート, アイスホッケー, カーリング)	107	7日	北海道				
2005年 (平成17年)	5	206	7日	熊本県	2 (スキー, カーリング)	70	7日	北海道	9	175	7日	岩手県
					2 (スケート, アイスホッケー)	100	7日	北海道				
2006年 (平成18年)	5	216	7日	新潟県	4	161	7日	北海道	10	174	7日	鳥取県
2007年 (平成19年)	5	217	7日	愛媛県	1 (スキー)	57	7日	群馬県	10	175	6日	青森県
					3(スケート, アイスホッケー, カーリング)	91	7日	北海道				

※ 交流種目

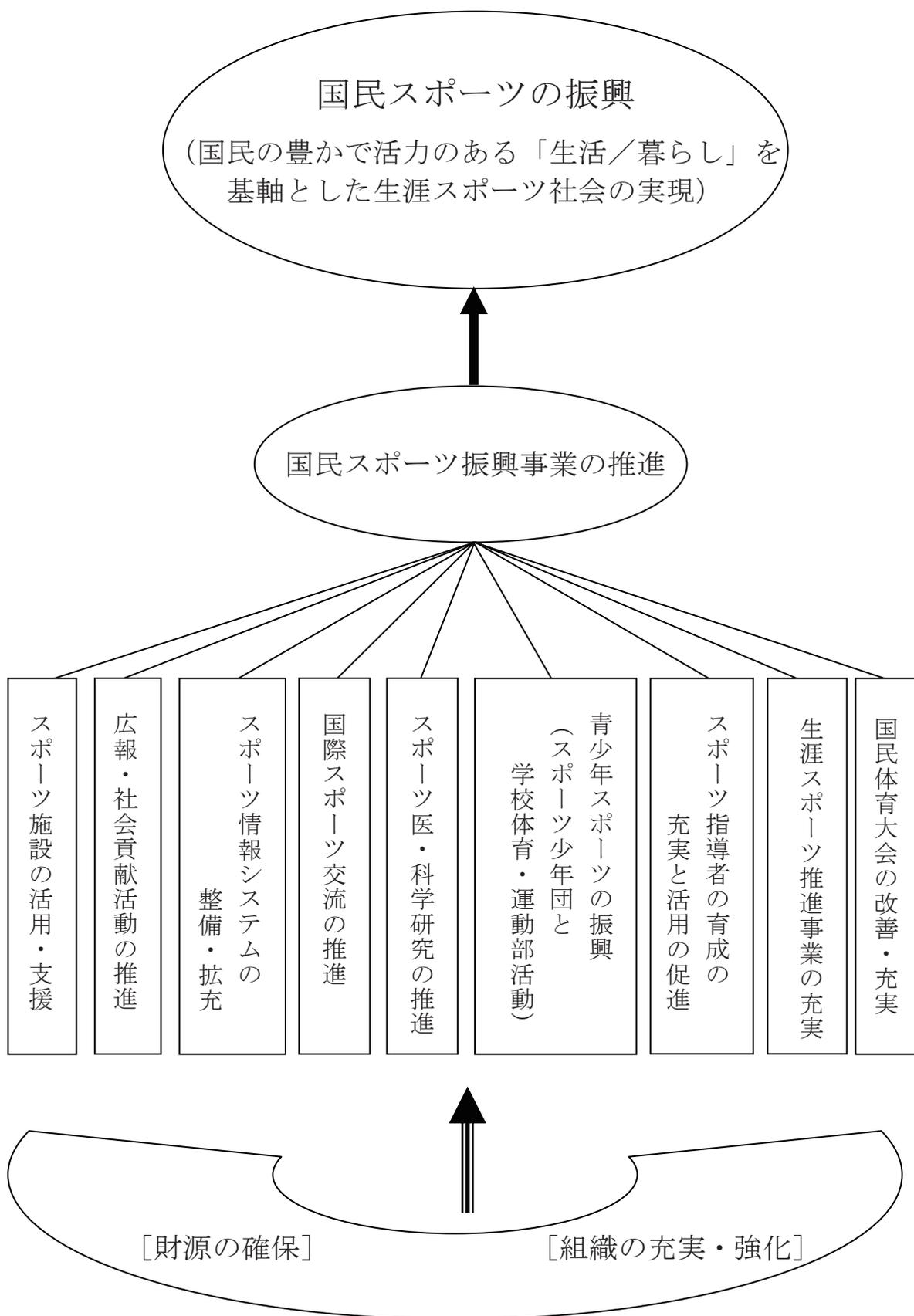
- 青少年・夏季(5競技) : サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン
- 青少年・冬季(4競技) : スケート、アイスホッケー、スキー('03~)、カーリング('04~)
- 成人(10競技) : 陸上競技、サッカー、テニス、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ボウリング、ゲートボール、綱引('03~)、エアロビック('06~)

日中スポーツ交流事業 実施状況

西暦 (年号)	両国役員交流										日中青少年スポーツ交流									
	日中青少年スポーツ交流					役員・指導者交流					役員・指導者交流					団員交流				
	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所
2000年 (平成12年)	派遣	5	3日	北京市	北京市	受入	6	4日	富山県	富山県	受入	9	10日	東京都、群馬県、千葉県	東京都、群馬県、千葉県	受入	40	7日	東京都、山形県	東京都、山形県
2001年 (平成13年)	派遣	6	5日	広州市	広州市	派遣	10	10日	河南省、河北省	河南省、河北省	派遣	38	7日	南京市、無錫市	南京市、無錫市	派遣	34	7日	香川県、東京都	香川県、東京都
2002年 (平成14年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2003年 (平成15年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2004年 (平成16年)	受入	7	5日	東京都、埼玉県、京都府	東京都、埼玉県、京都府	派遣	10	10日	北京市、西安市、天津市	北京市、西安市、天津市	派遣	40	7日	広東省、佛山市	広東省、佛山市	派遣	40	7日	愛知県	愛知県
2005年 (平成17年)	派遣	9	4日	南京市	南京市	派遣	10	10日	兵庫県、和歌山県	兵庫県、和歌山県	派遣	39	7日	愛知県	愛知県	派遣	40	7日	天津市	天津市
2006年 (平成18年)	派遣	6	4日	蘇州市	蘇州市	派遣	9	10日	北京市、西安市、天津市	北京市、西安市、天津市	派遣	40	7日	宮崎県	宮崎県	派遣	40	7日	宮崎県	宮崎県
2007年 (平成19年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備考	(SARSのため実施せず)																			

西暦 (年号)	指導者育成代表団交流										国民体力テスト										地域スポーツクラブ指導者交流 (中国:社会体育指導士)										日中成人スポーツ交流事業									
	指導者育成代表団交流					国民体力テスト					地域スポーツクラブ指導者交流 (中国:社会体育指導士)					日中成人スポーツ交流事業					地域スポーツクラブ指導者交流 (中国:社会体育指導士)					日中成人スポーツ交流事業														
	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	人数	期間	場所	場所	区分	競技数	人数	期間	場所	場所									
2000年 (平成12年)	派遣	3	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	受入	7	7日	東京都、千葉県、神奈川県	東京都、千葉県、神奈川県	派遣	12	10日	北京市、天津市、上海市	北京市、天津市、上海市	派遣	11	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2001年 (平成13年)	受入	3	7日	東京都、宮城県	東京都、宮城県	受入	7	7日	東京都、千葉県、宮城県	東京都、千葉県、宮城県	派遣	10	7日	京都府、山梨県、東京都	京都府、山梨県、東京都	派遣	9	7日	北京市、大連市	北京市、大連市	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2002年 (平成14年)	派遣	3	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	派遣	8	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	派遣	9	7日	北京市、天津市	北京市、天津市	派遣	10	7日	兵庫県、和歌山県	兵庫県、和歌山県	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2003年 (平成15年)	受入	2	7日	東京都、福島県、静岡県	東京都、福島県、静岡県	受入	8	7日	東京都、千葉県、静岡県	東京都、千葉県、静岡県	派遣	9	7日	北京市、天津市	北京市、天津市	派遣	10	7日	東京都、埼玉県、東京都	東京都、埼玉県、東京都	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2004年 (平成16年)	派遣	3	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	派遣	7	7日	広州市、佛山市、深圳市	広州市、佛山市、深圳市	派遣	10	7日	奈良県、埼玉県、東京都	奈良県、埼玉県、東京都	派遣	9	7日	北京市、天津市	北京市、天津市	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2005年 (平成17年)	中止	—	—	—	—	中止	—	—	—	—	中止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
2006年 (平成18年)	受入	3	7日	京都府、兵庫県、東京都	京都府、兵庫県、東京都	派遣	6	7日	青島市	青島市	派遣	9	7日	北京市	北京市	派遣	10	7日	東京都	東京都	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
2007年 (平成19年)	派遣	3	7日	北京市、上海市	北京市、上海市	派遣	7	5日	マカオ特別行政区	マカオ特別行政区	派遣	9	7日	北海道、東京都	北海道、東京都	派遣	10	7日	東京都	東京都	派遣	4	6日	広州市 他	広州市 他	派遣	4	59	6日	東京都	東京都									
備考	※日中成人スポーツ交流事業は、日中国交正常化35周年を記念した「日中文化・スポーツ交流年」を契機として2007年より実施。(交流種目:テニス、卓球、バドミントン、ボウリング)																																							

「21世紀の国民スポーツ振興方策図」



「スポーツ振興 2008」 推進方策一覧

	「スポーツ振興 2001」 において提起された方策の拡充	「スポーツ振興 2008」 において新たに提起された方策
<p>1. 日本体育協会組織の充実・強化</p>	<p>○ 本会組織の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国を統括する民間スポーツ関係団体の加盟促進 ・ 地域スポーツクラブの登録制度創設の検討 <p>○ 加盟団体の基盤整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種スポーツ振興事業への助成・協賛事業の拡充 ・ 有能な人材確保による組織基盤整備の充実 <p>○ 市町村体育協会組織の整備</p> <p>○ 民間スポーツ関係団体との連携促進</p>	<p>○ 本会組織の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな加盟領域の創設の検討 ○ 国内・外のスポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備 ○ 公益法人制度改革への対応 ○ スポーツ振興法の改正に伴う対応（本会名称等の検討・調整）
<p>2. 国民スポーツ振興事業の推進</p> <p>(1) 国民体育大会の改善・充実</p>	<p>○ 大会規模の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各競技会の規模の見直し ・ チーム競技および団体競技の各種別出場数の見直し <p>○ 実施競技の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施競技の採用等に関する基準の策定 <p>○ 競技施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技施設ガイドライン等の策定の検討 ・ 隣接する都道府県やブロック内の施設の活用 <p>○ 広報活動の一層の充実</p> <p>○ スポーツボランティアの組織化等基盤の整備</p> <p>○ 冬季大会開催のあり方、財源確保、開催地決定システム等の検討</p>	<p>○ 大会名の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな種別等の採用 ○ 本大会開催期間の検討 ○ 団体開催地の財政負担軽減策の検討（マーケティング活動の推進） ○ 広報活動の展開 ・ 新しいメディア開発およびPR 諸活動の検討
<p>(2) 生涯スポーツ推進事業の充実</p>	<p>○ 地域スポーツクラブの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単一種目等のスポーツクラブの育成の拡充 ・ 既存のスポーツクラブの連合化の促進 ・ 総合型地域スポーツクラブの育成の拡充 ・ マネジメント能力を有するクラブマネージャー等の配置の促進 ・ 総合型地域スポーツクラブ登録制度の創設の検討 ・ 学校運動部活動や民間スポーツクラブとの連携促進 <p>○ 新たな全国的総合スターズイベントの創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本スポーツマスタースターの充実 <p>○ 「みるスポーツ」の振興事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みるスポーツ」振興の観点からの本会諸事業の検討 ・ 「みるスポーツ」振興に配慮した本会諸事業に関する広報・PR 活動の検討 ・ 各地方への魅力的なスポーツイベントの誘致に関する、加盟団体への指導助言の実施 	<p>○ 地域スポーツクラブの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ育成アドバイザーの資質向上と配置促進 ・ 設立したクラブの活動支援事業の実施 ・ 都道府県における総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の設立の促進 ・ 総合型地域スポーツクラブ代表者による全国協議会（仮称）の組織化の検討 <p>○ 新たな全国的総合スターズイベントの創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本スポーツマスタースターの各競技参加者を超える年齢層を対象としたイベントの創設の検討 <p>○ 地域スポーツクラブ会員を対象とした全国的なイベントの創設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジアマスタースター大会（仮称）の創設の検討 ・ 都道府県レベルによるスポーツイベントの開催の検討 <p>○ 「支えるるるスポーツ」の振興事業の推進</p>

	<p>○「支えるスポーツ」の振興事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアの都道府県単位での組織化と支援制度の推進 ○新たな顕彰事業の創設 ・日本スポーツグランプリに関する広報活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアへの本会公認スポーツ指導者資格の取得促進 ・スポーツに関する教養認定事業の実施の検討 ○新たな顕彰事業の創設 ・総合型地域スポーツクラブに関する顕彰事業の創設の検討
<p>(3)スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○養成システムの充実 ・各種指導者養成事業の効率的・効果的な実施の検討 ・体育系大学等の免除適応制度の拡充 ・指導者養成拠点(学校)の整備充実 ・指導者資格制度の国際化への取り組みの検討 ○新たな分野の指導者制度の創設 ・新たな分野の資格制度の創設の検討 ・スポーツボランティアの資格のあり方等の検討 ○有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用 ・総合型地域スポーツクラブおよび広域スポーツセンターへの有資格指導者の配置の促進 ・学校運動部活動での有資格指導者の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○養成システムの充実 ・JOCの実施するナショナルユースアカデミーとの連携 ・本会公認ユース・上級ユース養成事業の改善 ・指導実績を有する者等への公認スポーツ指導者資格の取得促進方策の検討 ○有資格指導者の活動環境の整備と積極的な活用 ・国体における各競技の監督への公認スポーツ指導者資格の義務付けの推進 ・中央競技団体が主催する競技会等における公認スポーツ指導者の配置促進 ・競技者育成プログラムに基づく各種事業における公認スポーツ指導者と中央競技団体および都道府県体育協会の連携強化の促進 ○公認スポーツ指導者制度の全国的普及啓発
<p>(4)青少年スポーツの振興(スポーツ少年団と学校体育・運動部活動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ少年団組織の将来的なビジョンの検討 ・団員確保(特に、女子および中学・高校生年代)の加入促進の方策の検討 ・スポーツ少年団の将来的なビジョンの検討 ○日常的な活動内容の充実 ・レベルに応じた活動プログラムの開発 ・一貫した指導体制の整備 ○全国的・国際的スポーツ交流事業の推進 ・全国的な総合スポーツイベントの創設の検討 ・新規の国際的スポーツ交流事業の実施の検討 ○登録制度等諸制度の改革 ・ジュニアスポーツクラブとしての登録制度創設への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な活動内容の充実 ・スポーツ選手ふれあい指導事業の拡充 ○全国的・国際的スポーツ交流事業の推進 ・全国交流大会の実施の検討 ○登録制度等諸制度の改革 ・本会公認スポーツ指導者制度との関連を考慮したスポーツ少年団指導者の位置付けと役割の検討 ・リーダー(中・高校生)の位置づけ・役割の明確化(資質向上および量の拡充) ○スポーツ少年団指導者の資質向上 ・公認スポーツ指導者資格や認定員資格の取得の促進 ・定期的な研修システムの充実 ○日本スポーツ少年団創設50周年記念事業の実施
<p>(5)スポーツ医・科学研究の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ指導者に関する研究事業の充実 ○国立スポーツ科学センターとの連携・協力の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ医・科学サポーターの充実 ・ドーピング防止教育・啓発事業の推進 ・JOC および加盟団体との緊密な連携による研究の推進と成果の共有化の促進 ○研究成果の積極的な情報発信

<p>(6)国際スポーツ交流の推進</p>	<p>○幅広い世代にわたる、近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実 ・日韓・日中スポーツ交流事業の充実 ○国際スポーツ組織との連携・協力 ・国際スポーツ組織との協力 ・諸外国のスポーツ関連情報の提供・収集方策の検討</p>	<p>○幅広い世代にわたる、近隣諸国とのスポーツ交流の促進と充実 ・成人交流における日韓中3カ国交流競技会や東アジア地域のシニ ア世代を対象としたマスタース大会の創設の検討 ○国際スポーツ組織との連携・協力 ・アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業の充実とアジア諸 国との連携強化</p>
<p>(7)スポーツ情報システムの整備・ 拡充</p>	<p>○スポーツ情報システムの整備・拡充 ・加盟団体およびスポーツ関係機関・団体との情報ネットワークの拡 充</p>	<p>○スポーツ情報システムの整備・拡充 ・個人情報に対する適切な対応の実施 ・情報システムにおける一層のセキュリティ保護への対応</p>
<p>(8)広報・社会貢献活動の推進</p>	<p>○広報事業の拡充 ・現行の広報事業の充実 ・インターネットに関連した新たなメディアの活用の促進 ○社会問題へのスポーツ貢献活動</p>	<p>○広報事業の拡充 ・体協記者クラブ他、各種メディアとの連携の促進</p>
<p>(9)スポーツ施設の活用・支援</p>	<p>○スポーツ施設の活用 ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の優先的活用促進の要 請</p>	<p>○各種スポーツ施設での公認スポーツ指導者の配置促進 ○指定管理者制度に基づき、都道府県体育協会による施設の経営・管 理の実態把握および情報提供 ○地球環境問題に対応した競技場・運動場の芝生化促進ムーブメント の推進</p>
<p>(10)創立100周年記念事業の実施</p>		<p>○創立100周年記念事業の実施</p>
<p>3.スポーツ振興財源の確保</p>	<p>○補助金・寄付金等の確保 ○収益事業の拡充 ・新たな多角的収益事業等の展開の検討</p>	<p>○国民スポーツ推進キャンペーン協賛事業の拡充 ・キャンペーン協賛事業推進のための組織・体制の整備 ・本会諸事業の充実と企業の協賛メリットを考慮した商品化への取 り組み ・キャンペーン協賛事業の全体的な推進計画の策定 ・冬季国体企業協賛の継続・発展と国体本大会での協賛制度の導入</p>

SPORTS
for all